



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲルにおける裁判（権）
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 49(1), 1-58
Issue Date	1998-05-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15770
Type	departmental bulletin paper
File Information	49(1)_p1-58.pdf



ザクセンシュピーゲルにおける裁判(権)*

石川 武

文献略語表

- 「ナキスト」= *Sachsenspiegel Landrecht u. Sachsenspiegel Lehnrecht*, MGH. *Fontes iuris Germanici antiqui. Nova series*, T. I, P. I u. II, *Editio tertia*, hrsg. v. K. A. ECKHARDT, 1973.
- 「邦訳」= 久保正幡・石川武・直居淳訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』、一九七七年、創文社。
- 石川「ゲヴェーレ」、「アイゲン」、「人についてのゲヴェーレ」、「ラント法とレーン法」、「補論」、「平和と法」、「*rechlos*」、「法の生成」= 石川武「ザクセンシュピーゲルにおけるゲヴェーレ」、本誌三七の二、一九八六年、「ザクセンシュピー

ゲルにおけるアイゲン」、「法制史研究」三六、一九八七年、「人についてのゲヴェーレ・小考」、本誌三七の四、一九八七年、「ザクセンシュビーゲルにおけるラント法とレーン法」(一)、本誌三九の五・六、一九八九年、「アイゲンとゲヴェーレ・補論」、本誌四〇の三、一九九〇年、「ザクセンシュビーゲルにおける平和と法」(一)、本誌四〇の五・六、一九九〇年、「*rechtlos*であつて、*echtos*でない者」本誌四一の五・六、一九九一年、「西洋における法の生成」1~10、「書齋の窓」四六三~四七二、一九九七~九八年。

• ISHIKAWA, Die innere Struktur = T. ISHIKAWA, Die innere Struktur des mittelalterlichen Rechts. Das Beispiel des Sachsenspiegels, in : Funktion und Form. Quellen- und Methodenprobleme der mittelalterlichen Rechtsschichte, hrsg. v. K. KROESCHELL / A. CORDES, 1996.

• ISHIKAWA, Das Gericht = T. ISHIKAWA, Das Gericht im Sachsenspiegel, in : Wirkungen europäischer Rechtskultur. Festschrift für K. Kroeschell zum 70. Geburtstag, hrsg. v. G. KÖBLER / H. NEHLSSEN, 1997.

* 本稿は、もともと、畏友カール・クレッシェル氏の古稀記念論文集に寄稿した“Das Gericht im Sachsenspiegel”(右の「文献略語表」を参照)の邦語版として成立したものである。ただし、同書においてはきびしい紙幅の制約により脚註に廻さざるを得なかつた部分を本文に組みこんだり、本邦における読者の理解に資するため若干の説明を加えたほか、誤りを訂正するなど、多少変更した点はあるものの、基本的構成はそのまま維持されている。また、本稿の要旨は、一九九六年九月二五日、ウィーン大学で開催された第三二回 Deutscher Rechtshistorikertag において報告しておいた。さらに、本稿の結論的見通しは、すでに石部雅亮・村上淳一編『ドイツ近代法史辞典』(近刊予定)所収の「中世法と

近代法」、および、(それをもとにして執筆された)「Die innere Struktur des mittelalterlichen Rechts. Das Beispiel des Sachsenspiegels.」(「文献略語表」を参照)においても述べておいたが、本稿執筆のため関係条文をさらに精査した結果、重要な一つの点で当時の見解を改めざるを得なかったことをあらかじめお断わりしておきたい。

はじめに

本稿においては、まず、ザクセンシュピールにおける *gerichte* の語の用法を網羅的に検討し、ついで、それと密接に関連する *richter* (e) / *richten*、*ungerichte* (= *Verbrechen*) の語についても、本稿の課題にとって必要な限りで同様の検討を加える。それによって、ザクセンシュピールにおける *gerichte* (特に裁判ないし裁判権) の概念、および、特にそれとラント法との関連が明らかになるはずである。

本稿が、(ge) *were* の語に始まり、*recht* の語そのものをもって終るはずの、キー・ワードの用語法を通じてザクセンシュピールにおける法の規範構造を把握しようとする一連の研究⁽¹⁾に属することは、改めてお断わりするまでもあるまい。

本章では、まず、gerichte の用語法について概括的に検討する。

(一) ザクセンシュペーゲルにおいては、gerichte の語が、「序言」(Prologus) の二箇所、「ラント法」の一〇四(二六)⁽²⁾条項中の二三〇(一六四)⁽³⁾箇所、「レーン法」の一七条項中の二三箇所、都合二二(一四四)条項中の一五五(一八九)⁽⁵⁾箇所に現れる。

しかしながら、これらのうち「ラント法」および「レーン法」のそれぞれ一条項中の二箇所都合四箇所において、gerichte の語は、判決非難の際にその結末を見届けるために上級の裁判官ないし上級主君の許に派遣される使者およびその下僕に提供されるべき「料理」を意味しており、われわれがここで扱う「裁判」を中心的な語義とする gerichte とは(たまたま言葉が同じというだけで)実質的には何の関係もない。したがって、以下の考察においてはこれらの箇所を考察の対象から除外することにする。

他方において、われわれの「テキスト」では、riche の語が「ラント法」の二箇所に現れる。しかしながら、この語は gerichte とまったく同義に用いられているだけでなく、テキストによっては同じ箇所で gerichte の語が用いられている場合もある⁽⁷⁾。したがって、以下においてはこれら二箇所をも併せて考察するのが適当であろう。

以上の補正を加えた結果、本稿で考察されるのは、「序言」の二箇所、「ラント法」の一〇四(二二六)条項中の一三〇(一六四)箇所、「レーン法」の一六条項中の二二箇所、都合二二(一四三)条項中の一五三(一八七)箇所に現れる gerichte (および richte) の語と、いうことになる。

ところで、以上の史料の所見の分布からだけでも、自ずから次のような問題が浮かび上がってくる。すなわち、ザクセンシュペーゲルにおける gerichte の語はなぜその圧倒的大部分が「ラント法」の部で用いられているのか、あるいは⁽⁸⁾さらに突っこんで、同書における gerichte は、もしかしてラント法そのものと何らかの密接な関係をもっているの

はないか、と。同書における裁判(ないし裁判権)のあり方に關する考察は、何よりもまずこうした問題に対して説得的な説明を提供しようものでなければならぬはずである。本稿の直接の課題はまさにこの問題に答えようとするものである。

(二) 次に、gerichteの語の語義に目を向けると、この語は大別して(a)裁判権、(b)裁判管区、(c)裁判集會ないし法廷、(d)「職權」の担い手ないし代表者としての裁判官、(e)判決ないし刑罰、などの意味に用いられている。以下、順次それを検討する。

(a) ザクセンシュピーゲルの「序言」には、周知のように、次のような文章が出てくる。「神は御自身、義しい方^{かた}(recht)⁽⁹⁾である。それゆえに法(recht)は彼の嘉^よするもの(〓お気に入り)である」。

しかしながら、すでにこの文章において、「法」(recht)の語は、決して(近代法におけるような)実体的な意味での法、あるいは、同書全巻に叙述されている法命題のすべてを意味しているのではない。というのは、「序言」はこの後すぐ次のように続いているからである。「それゆえに、神からgerichte⁽¹⁰⁾を託されている者(たち)はすべて、神の怒りと彼の審判(gerichte) (ii)が恩寵により彼等を通して(この世に)行われるように裁く(richten)ことを心がけなくてはならない」と。これによって、義なる神の嘉する法とは、神がその怒りと審判をこの世に行わせるための裁判に他ならない、ということが明らかにになる。言うまでもなく、人間を裁くことができるのは本来神のみである。しかし神はこの世に在って自ら直接に人間を裁くことをえない。そこで神は(複数の)人間に、他の人間を裁くためのgerichte⁽¹¹⁾(i)、つまり裁判権を託したのである。

ところで、このような意味での法、つまりgerichte(i)(裁判権)を神から(直接に)託された(複数の)人間とは

誰のことか。それは教皇と皇帝である。ザクセンシュビーゲルの「ラント法」の部は、周知のように、神がキリスト教世界（＝全キリスト教徒）を守護するために教皇と皇帝に二口の剣やを与えた、という叙述から始まる。⁽¹²⁾この剣はそれぞれ教会の裁判権と世俗の裁判権を象徴する。さらに、同書本文の冒頭に位置するこの条項においては、*recht* (c) の語が一方では *gerichte* の語と、他方では *walt* (= *Gewalt*) の語と互換的に用いられている。それによって上述のような解釈が疑問の余地なく確認されることは改めて指摘するまでもあるまい。⁽¹³⁾

このうち皇帝のもつ（世俗の）裁判権について、「ラント法」の別な条項は次のように述べている。「国王を人はアイゲンとレーンに関する、また、あらゆる人の生命に関する裁判官に選ぶ。皇帝はしかし、常時あらゆる地方オクトに在ってあらゆる犯罪を裁くことをえない。それゆえ彼は諸侯にはグラーフシャフトを、グラーフにはシュルトハイス職を封与する⁽¹⁴⁾」と。その直後に位置する条項はさらに次のように続く。「首に関する、また、手に関する *gerichte* (裁判権) であるレーンは、第四の手に渡ってはならない、ただし、グラーフシャフトの中にあるシュルトハイス職はこの限りでない⁽¹⁵⁾」と。すなわち、この皇帝（第一の手）の裁判権も、諸侯（第二の手）へ、グラーフ（第三の手）へ、さらに例外的に、（グラーフシャフト内の）シュルトハイス（第四の手）へと（又）授封されていく。いわゆる裁判権レーン (*Gerichtshelm*) である。これについて特に注意しなければならないのは、それが他ならぬ「あらゆる犯罪を裁く」ための「首および手（＝死刑および切断刑）に関する」流血裁判権によって代表されていることである。

ザクセンシュビーゲルそのものにも、*ten an gerichte* (裁判権を目的物とするレーン) という表現が、「ラント法」・「レーン法」のそれぞれ一つの条項に見られる。⁽¹⁶⁾さらに「ラント法」・「レーン法」の幾つかの条項には、このレーンの目的物としての *gerichte* (裁判権) にかかわる記述がある。それらの記述から、この裁判権レーンについて、大要次のことが明らかになる。国王は、適法には (*mit rechte*＝法の定める手続によれば)、この *gerichte* (裁判権) が（すでに）授封され

ている者に対し(国王)罰令権を授与することを拒むことをえない⁽¹⁷⁾。人(裁判権レーンの受封者)は(ge)richteを分割してはならず、また、その全部または一部を又授封してはならない、ただし(諸侯が受封する)旗レーンまたはマルクグラーフシャフトに属する *sunderlik gerichte* (特別な裁判権ないし裁判管区)⁽¹⁸⁾ はその限りでない。それを人はむしろ一年と一日以上 *ledich* な(授封しない)状態で手許に置いてはならない。同様に国王は旗レーンを手許に置いてはならず、それを一年と一日以内に授封しなくてはならない(周知のように、激しい論争の的となったいわゆる「授封強制」の原則)⁽¹⁹⁾。この *lan an gerichte* (裁判権レーン)をもちうるのは参審自由人のみであり、聖職者・婦人・法喪失者はそれをもつことができない⁽²⁰⁾。また、なんびとも、この *gerichte* (裁判権)を(レーンとして)受領する以前に裁判をすることをえない⁽²¹⁾、等々。

裁判権レーンに関しては、以上にとどめることにするが、裁判権という意味での *gerichte* に関し触れておくべき問題がもう一つ残されている。ゴークラーフの裁判権の問題がそれである。

まず「ラント法」の部の一条項には、次のような(やや)原則的な叙述が見られる。「*al werltlik gerichte* (すべての世俗の *gerichte*) は、選挙にその始まりをもつ。それゆえいかなる任命された者(役人)も裁判官たりえず、その他いかなる者も(裁判官たりえない)、その者が(レーン相続人として)生まれながらの、あるいは、(裁判官の職を)授封された裁判官である場合を除いて」と⁽²²⁾。これにつづく諸条項においては、ひきつづき具体的に次のように述べられている。「しかしながら、窃盗または強盗の現行犯が起り、その結果この者(犯人)が捕えられるならば、人はこの突然の犯行を裁くために、少なくとも三つの村から一人のゴークラーフを選ぶことができる、彼等が授封された裁判官を一人もち合わせない場合」⁽²³⁾。「ゴークラーフ職には、適法には (*mit rechte* // 法定手続によれば)、いかなるレーンもまたいかなる(その)承継 (*volge*) もありえない⁽²⁴⁾。けだし、彼等(地方民)がゴークラーフをそれぞれの突然の犯行毎に(選

ぶか)、あるいは、一定の期間(一任期) について選ぶかは、地方民(Landtude = Landleute)の自由な選択に属するからである⁽²⁵⁾。「窃盗または強盗(の犯人)が一日と一夜以内に服罪させられない場合、ゴークラーフはそれ(一窃盗または強盗の現行犯)についていかなるgerichte(裁判権)をもたない。その場合、授封された裁判官がそれを裁くべきである」⁽²⁶⁾。この最後の条項に現れるgerichteの語が「裁判権」を意味することは、⁽²⁷⁾。

以上が「裁判権」という意味でのgerichteの語についてである。私見によれば、「序言」の一箇所、「ラント法」の八(一〇)条項中の八(一〇)箇所、「レーン法」の九条項中の二三箇所、都合一八(一〇)条項中の二二(二四)箇所がこれに属する。⁽²⁸⁾

(b) 上述したように、ザクセンシュビーゲルには、裁判権レーンに関して、「人は(ge)richteを分割してはならず、またその全部または一部を(又)授封してはならない」という原則がある。そうだとすれば、こうした文脈の中のgerichteの語が、あるいは、およそレーンの目的物としてのgerichteが、副次的には裁判管区をも意味しうることはむしろ当然と言うべきであろう。次にこの意味でのgerichteの語を取り上げることにする。

ザクセンシュビーゲルには、'binnen deme (od. sine = seinem. od. des = dessen) gerichte' という表現が、「ラント法」の二二(二四)の条項および「レーン法」の一条項中のそれぞれ一箇所に、また、'in deme (selven od. hogesten = höchsten od. nederen = niederen) gerichte' ある⁽²⁹⁾は in alle den gerichte という表現が、「ラント法」の四条項中の六箇所および「レーン法」の一条項中の一箇所に現れる。⁽²⁹⁾ これらの条項によれば、このgerichteの中にはたとえば人が居住ないし定住し、そこに人は家、所領、アイゲン、ハントゲマール(一襲襲の本領ないしその象徴物)、城塞をもって⁽³⁰⁾いる。その中に市場や造幣所が設けられ、⁽³¹⁾そこでは貨幣が通用している。その中であれば、裁判官はどこであれ彼の居るところで訴訟や犯罪を裁くことができる。⁽³²⁾ 人はまたその中で(の)平和を約定(ないし誓約)⁽³³⁾することがある。最後に、

しかしとりわけ(といふのは、この事例が最も数多く出てくるからであるが)、人はこの *gerichte* の中で(の)地方的追放に処せられて⁽³⁴⁾いる。

これらの場合の *gerichte* が、訴訟の審理の行われる裁判所ないし法廷ではありえず、ある区域、つまり裁判管区を指すことは明白であろう。

同じことは以下のような用例についても言える。たとえば、*buten* (= *außerhalb*) *deme gerichte* (*gerichte* の外に) 起きたことについて、人はそこで応訴するを要しない⁽³⁵⁾。*binnen utwendegeme* (= *auswärtigem*) *gerichte* (その *gerichte* の中では) 人は同じく応訴するを要しない⁽³⁶⁾。*in eneme utwendegeme gerichte* (その *gerichte* には) 参審自由人はいかなる者に対しても(法廷) 決闘に応ずるを要しない⁽³⁷⁾。*in ein ander gerichte* (別な *gerichte* の中へ) 平和を破壊した犯人が逃げ込むことがある、しかもその中にある村落、都市、城塞の中へ⁽³⁸⁾。その際、(被害者の) 叫び声(= 叫喚) 告訴) に応じて駆けつけた人々がこの犯人を *van erme gerichte* (彼等の *gerichte* から) そこまで追跡する⁽³⁹⁾。最後に、*dat* (= *das*) *gerichte* が *in deme lande* (このラントの中に) 在り、あるいは、ある *gerichte* が *in* (ein höheres) *gerichte* (上位の *gerichte* に) 属して⁽⁴⁰⁾いる。

以上、裁判管区という意味での *gerichte* について述べたが、私見によれば、「ラント法」の二二(二五)条項中の二九(三二)箇所、「レーン法」の三条項中の三箇所、都合二五(二八)条項中の三二(三五)箇所がこの用例に属して⁽⁴¹⁾いる。

(c) ザクセンシュペーゲルによれば、周知のように、すべての(自由身分の)キリスト教徒は、年に三回、彼の居住する司教区において *sent* (= *Send*) (教会裁判所) に参集する義務を負う。自由人にはしかし三種類ある。そこで年に三回、参審自由人は司教の、プフレークハフテは司教座聖堂主席司祭の、ラントザッセは主任司祭の裁判所に参加す

べきものとされている。⁽⁴²⁾

彼等はしかし同様に werltik (世俗の) gerichte にも参集しなくてはならない。⁽⁴³⁾ すなわち、参審自由人は des greves ding (グラーフの裁判集会)、しかも一八週毎に(一)年に三回(国王罰令権の下で開催される echt ding (正規の裁判集会) だけでなく、この正規裁判集会の一四夜(二週間)後に犯罪を裁くためグラーフの命令により開かれる ding (いわゆる das gebotene Ding 命令された、臨時の裁判集会)にも参加しなくてはならない。プフレークハフテは六週毎に開かれる des sculten ding (シュルトハイスの裁判集会)に参集し、ラントザッセは同じく六週毎に開かれる eres gogreves ding (彼等のゴークラーフの裁判集会)に参集する。このゴークラーフの裁判集会および(彼等が教会の所領内に住む場合)各 vogeding (フォークトの裁判集会)において、パウアーマイスターは、叫喚告訴、生命と手に及ぶ犯罪、その他の犯罪を弾訴しなければならぬ。⁽⁴⁴⁾

右の用例について注意しなければならないのは、gerichte の語が ding の語と互換的に、つまり同義に用いられているだけでなく、むしろ ding の方が gerichte を頻度において大はばに上廻っているという事実である。このことだけからでも、以上の文脈中の gerichte の語が裁判集会、それも(そこで行われることと具体的に関連づけられることなく)集会そのものに力点を置いた裁判集会を意味する、という帰結を引き出すことは難しくないであろう。⁽⁴⁵⁾ われわれはそれを以下において「裁判集会としての gerichte」(Gericht als Ding)と呼ぶことにする。⁽⁴⁶⁾

ザクセンシュピーゲルにはしかし、vor gerichte という表現が驚くほど頻繁に、具体的には「ラント法」の五七〔六九〕条項中の六一〔七九〕箇所、「レーン法」の三条項中の三箇所、都合六〇〔七二〕条項中の六四〔八二〕箇所で見られており、⁽⁴⁷⁾ 本稿で扱っている gerichte の所出箇所全体の半ば近くを占めている。これに加えて、vor geistekeme gerichte という表現も、「ラント法」の一〔二〕条項中にそれぞれ一度現れる。⁽⁴⁸⁾

vor gerichte (gerichte の前で) 起きることはもちろん「裁判集会としての gerichte」の前で起きるし、人が vor gerichte (gerichte の前) なすことは「裁判集会としての gerichte」の前でなされる。しかしながら、「gerichte の前」で起きること、ないし、人が「gerichte の前」でなすことは、前述した「裁判集会としての gerichte」の場合とは異なり、裁判(ないし訴訟)の審理、あるいは、何らかの法的に重要な意味をもつ行為と具体的な関連をもっているのではない。以下、この点について vor gerichte の用例を検討する。

この vor gerichte という表現にかかわる法文の中に最も数多く登場してくるのは、「誰かを vor gerichte brengen (= bringen) (gerichte の前へ連れ出す)」という言い回しである。⁽⁴⁹⁾とらう vor gerichte (gerichte の前) 連れ出されるのは誰か。それはとりわけ、ある犯罪のことで、それも大部分現行犯で捕えられた者、(同じく現行犯を犯し逃亡して)地方的追放に処せられた者、それに平和破壊者である。⁽⁵⁰⁾これらの者を人は何のために vor gerichte (gerichte の前) 連れ出すのか。もちろん彼等を裁くためである。とりわけ現行犯で捕えられた者、または、地方的追放中に捕えられた者は、その (gerichte の前) で即座に服罪させられる。⁽⁵¹⁾しかし、人はまた死者を vor gerichte (gerichte の前) 連れ出し、その死者を、あるいは逆に、(彼を殺した者を) 彼とともに犯罪のことで訴えることがある。⁽⁵²⁾さらに、「誰かを vor gerichte vuren (= führen) (gerichte の前へ連れて行く)」という表現がこれに付け加わる。この用例においても、人は死者または傷害を負った者を vor gerichte (gerichte の前) 連れていき、その者を平和破壊者として訴える。⁽⁵³⁾最後に、誰かを vor gerichte to brengen (gerichte の前へ連れ出すべき) borge (= Bürge) (保証人) に二・三度言及されている。⁽⁵⁴⁾しかしながら、誰かが自ら(進んで) vor gerichte komen (gerichte の前へやってくる) ないし、出頭することもある。たとえば、地方的追放に処せられた者が自分を地方的追放から引き戻し、捕えられることなく vor gerichte komen (gerichte の前へ出頭する) ならば、彼は、恰も彼が地方的追放に処せられなかったかのように、彼の(生得の)法に復

帰する。⁽⁵⁵⁾ また、ある者が正当防衛のために他の者を打つて死に致らしめたならば、彼は本来であれば死者を vor ge-
 richte (gerichte の前へ) 連れ出し、死者を訴えなければならぬのであるが、しかしながら (訴えに敗れ、あるいは、法
 廷決闘により) 生命 (を失うの) を危惧して、(死者を伴って訴えることをせずに) ひとりで vor gerichte komen (gerichte
 の前へ出頭し)、誰かに訴えられる前に自らそのこと (＝正当防衛による傷害致死) を告白することもある。⁽⁵⁶⁾ ならに、(保
 証人により gerichte への出頭を) 保証された者が法定の期日に (保証人を伴わずに) ひとりで vor gerichte komen (gerichte
 の前へ出頭して) くること) もある。⁽⁵⁷⁾ これら三つのケースに共通するのは、彼等はすべて、vor gerichte (gerichte の前へ)
 出頭し、そこで自らを to rechte (直訳すれば、法、すなわち裁判による審理、とりわけ判決、へと) 乞うことである。⁽⁵⁸⁾ この
 ほかに、さらに二つの用例を挙げることができる。一つは裁判官によるアイゲンの差押えに関する用例である。(裁判
 官により) 自分のアイゲンを差押えられた者が一年と一日以内にそれを引き (あるいは、請け) 戻さないならば、判決を
 もつて彼からそれについての彼の権利 (具体的には、裁判官に対する請求権) が剥奪される。その後一年と一日以内に彼
 の相続人は、vor gerichte komen (gerichte の前へ出頭) し、聖遺物にかけて (の宣誓をもって) それを自分の相続財産
 として請求し、残っている債務を裁判官に支払わなくてはならない。⁽⁵⁹⁾ もう一つの用例はアネフアング手続に関する。
 ある物を窃盗または強奪された者が、翌日あるいはもつと後になつてから、他の者の許でその盗品を発見した場合、彼
 は裁判官の判決を得てそれを把握することができる (アネフアング手続の開始)。しかし、相手方がそれを公開の場で買
 得し隠すことなく所持しており、自ら進んで vor gerichte komen (gerichte の前へ出頭する) 場合には、相手方が判決
 をもつて (ひきつづき) それを自分の物として占有・支配することができる。⁽⁶⁰⁾ 因みに、同じ条項には er it vor gerichte
 kome (それ || この事案が gerichte の前へやってくる || 持ち出されるより前に) という言い回しも見られる。⁽⁶¹⁾

これによつてわれわれは、「訴訟の開始」(ないし提起) を示す表現を検討する地点に到達する。ある箇所では、ごく

一般的に、swen men vor gerichte beklaget (人が gerichte の前で訴える者) と言われている⁽⁶²⁾。人はしかし誰かを vor gerichte (gerichte の前で) たゞえは umme ungerichte (犯罪のかど) しかも mit deme geruchte beklagen (叫び声を挙げて現行犯として訴える) ことがある⁽⁶³⁾。また、強姦された婦女または娘は vor gerichte (gerichte の前で) ある男を現行犯ならびに強姦のかどで klaget (訴える) し、あるいは、ある家臣は債務をめぐって彼の主君をええ vor gerichte beklaget して (gerichte の前で訴えて) いる⁽⁶⁴⁾。ゆゑに、誰かを vor gerichte schulden (= beschuldigen) (gerichte の前で誰かの責を問う) という表現が、右の二つの表現 (誰かを vor gerichte beklagen または klagen する) とほとんど同義に用いられている。たとえば人は、一般に、誰かを (もちろんその者が居合わせるところでも) vor gerichte schulden する (gerichte の前で責を問う) こともあるし、あるいは、二十日忌がすぎてもヘーアゲヴェーテ・ゲラーデ・相続財産の引渡しに応じない者を vor gerichte schulden する (gerichte の前でその者の責を問う) こともある⁽⁶⁵⁾。なお、次のような言い回しも「訴訟の開始」に関するものであることは、縷説を要しないであろう。「de klage (訴え) がまだ vor gericht begunnt して (= begonnen) (gerichte の前で始まつて) いない」、「誰かがまだ vor gerichte der klage begunnt して (gerichte の前で訴えを始めて) いない」、「それ(=ある犯罪)がまだ mit klage vor gerichte begrepen (= ergriffen) されて (gerichte の前で) (の) 訴えにより取り上げられて」いない⁽⁶⁶⁾。

次に、人が訴訟によつて、あるいは、訴訟のあいだ(あるいは少なくとも裁判集会のあいだ)に何をするのか、を調べてみよう。その点を一瞥すると、あるいは、本稿でこれまで強調してきたとは異なり、そこには「民事事件」が際立って数多く登場してくる、という印象をおもちになる向きもあるかも知れない。たとえば、人は vor gerichte (gerichte の前で) 債務あるいは(その)支払いを請求する⁽⁶⁷⁾。債務について人が vor gerichte (gerichte の前で) 宣誓を行う⁽⁶⁸⁾ことを誓約する場合もある。人は vor gerichte (gerichte の前で) 何かを約定(ないし誓約)しあるいは何かを保証する⁽⁶⁹⁾。同時

に vor gerichte (gerichte の前で) 次のような約定が結ばれあるいは誓約がなされる場合もある。賠償金 (sune = Sühne) を支払いフエーデの和解 (orvede = Urfrede) を履行すること、⁽⁷⁰⁾ 持主の同意を得て (あるいは、持主の意思により) 占有している物を定められた期日までに返還すること、⁽⁷¹⁾ 自分のアイゲンないし相続財産を譲渡または質入れすること、⁽⁷²⁾ 自分の相続分を放棄すること。⁽⁷³⁾ 反対に人は、三十日忌以後、ある相続財産を請求して、vor gerichte (gerichte の前で) 他の者の請求を却けようとする⁽⁷⁴⁾ ことができる。⁽⁷⁵⁾ 父は息を vor gerichte (gerichte の前で)、息が望む財産を与えた上で、自分から分かつ (ないし、独立させる) ことができる。⁽⁷⁶⁾ 俗世を捨てて修道院に入ろうとする者が vor gerichte (gerichte の前で) それ (|| その手続) をなす⁽⁷⁶⁾ こともある。最後に、人が自分を身売りして体僕になる場合⁽⁷⁷⁾ さえある。

ただ、これらの用例については、以下のことを考慮に入れる必要がある。すなわち、これらの (法的な) 行為は、すべてもちろん ane gerichte (gerichte なしに) でも、つまり vor gerichte (gerichte の前で) なくともなしうるものである。⁽⁷⁸⁾ それにもかかわらず、それらの行為はなぜ、あるいは、何のためにわざわざ vor gerichte (gerichte の前で) 行われるのであるか。ここで注意しなければならないのは、これらの用例を含む条項は、すべて手続法的な規範を内容としていることである。一般的に言えば、人は、この規範にしたがい上述のような法的行為を vor gerichte (gerichte の前で) 行うことによって、それらの行為により強い法的効果を付与し、とりわけ証明手続における優位を獲得することができる⁽⁷⁹⁾ のである。このことは上述の用例の幾つかについては (関係条項の文言から) 直接に確認することができるが、⁽⁷⁹⁾ ここでは (最もドラスティックな) 一つの事案に即してそのことを具象的に説明するにとどめたい。サクセンシュピーターゲルにも、約定 (ないし誓約) したことは固く守らなければならない、という大原則が厳存する。それにもかかわらず人は、もしそれを望むならば、たとえその約定 (ないし誓約) がいかに周知のものであっても、後日それを撤回し、自分 (単独) の (否認) 宣誓によってそれ (|| その履行) を免れることができる。ただそれ (|| その約定・誓約) が vor gerichte (gerichte

の前で) なされた場合は別である。この場合に限り、相手方は証人(この場合、具体的には裁判官と二人の証人)による証明をもって約定(誓約)を否認しようとする者(の単独宣誓)を却けることができるのである。⁽⁸⁰⁾

いわば純粹に(つまり、直接に具体的な事案との関連をもたない)手続法的な条項の中にも、vor gerichte という表現はしばしば登場してくる。たとえば各人は(あるいは、男なら誰でも)、彼が地方的追放に処せられている裁判管区以外のところでは、あるいは、彼が帝国アハトに処せられていない限り、代言人となり、また(証人となつて)証言し、(自ら)訴え(を起こし)、⁽⁸¹⁾ 応訴することができるが、破門中の場合には、vor geistliche gerichte (教会のgerichteの前で)それらのことをなしえない。人は、代言人を受けとつた後には、vor gerichte (gerichteの前で)公に(「皆にも聞こえるように)話してはならない。⁽⁸²⁾ 裁判所(「裁判官)から訊ねられる以前に、vor gerichte (gerichteの前で)自ら証人になろうと申し出る者は、証人から排除しなくてはならない。⁽⁸³⁾ 婦女または娘は、彼女等が(直接に) vor gerichte (gerichteの前で)話したは為したことについて相手方から証人により立証され(て裁判に敗けること)のないように、すべての訴訟において後見人をもたなければならぬ。⁽⁸⁴⁾ なんびとも、自ら承認した債務または判決をもって (Mit rechte) 彼に帰された(あるいは、科された)債務(にかかわる場合)を除き、vor gerichte (gerichteの前で)自分の人命金よりも高く(「高い金額について)保証人を立てる義務はない。なお、この vor gerichte (gerichteの前で) 負わされる債務の中には、贖罪金と人命金が含まれる。⁽⁸⁵⁾ 原告が vor gerichte (gerichteの前で) ある者に対して人命金または贖罪金を獲得する場合、裁判官はその者に対して罰金を取得する。⁽⁸⁶⁾

こうした用例において特に大きな比重を占めているのは各人生得の法である。この意味での法については人命金と贖罪金がいわば徹表的意義をもっている。すなわち、自らの法について完全な(あるいは、非難される余地のない)者は、それぞれの出生身分に広じて完全な人命金と贖罪金をもつ。これに対して、夫ないし男の半分の人命金と贖罪金しかも

たぬ婦女(ないし妻女)または娘は、⁽⁸⁸⁾上述したように、(完全でない自らの法を補うために)すべての訴訟において後見人をもたなくてはならない。次のような条項が見られるのもこのためである。「完全な人命金と完全な贖罪金をすべての男はもつべきである、たとえば彼が四肢の一部を欠いていても、彼が vor gerichte (gerichte の前で) 自分の不具を証明し、それによって後見人を得ることのない限り」。⁽⁸⁹⁾身売りをして体僕になった者は、同時にその(生得の)法をも失い、recht(e)los (法喪失者)となる。同じように、vor gerichte (gerichte の前で) ある(生得の)法を否定し、自分は別な法をもつと主張した者は、後者を証明することができなければ前者(＝生得の法)をも失う。⁽⁹¹⁾最後に、しかしとりわけ、窃盗・強盗などの犯罪のことで vor gerichte (gerichte の前で) 有罪とされた者も、vor gerichte (gerichte の前で) 彼の法を失う。この場合、彼は判決をもって rechtlos (法喪失者)と宣告され、同じく判決をもって彼からそのアンゲンとレーンが剝奪される。⁽⁹²⁾

以上が vor gerichte という表現の用例についてである。ここでの検討によって明らかになったのは、人は vor gerichte (gerichte の前で)、少なくとも将来の訴訟に備えて何らかの法的に重要な行為をおこなうこと、そして、人はそこで訴え(訴訟)を起こし、その訴訟がそこで審理され決定されていることである。だからこそ「ラント法」の一条項は、「裁判官が判決をもって裁く所、そのすべての場所に gerichte が在る」と述べているのである。⁽⁹³⁾本稿ではこうした機能を果たす gerichte を「法廷」としての gerichte (Gericht als Gerichtshof)と呼びかたにする。

因みに、私見によれば、「裁判集会」ないし「法廷」という意味での gerichte の語は、両者を合計すると、「ラント法」の六四〔七八〕条項中の六九〔九〇〕箇所、「レーン法」の四条項中の各二箇所、都合六八〔八二〕条項中の七三〔九四〕箇所に現れる。⁽⁹⁴⁾

(d) まだ残っている gerichte の語の用例のうち、「ラント法」の九〔一二〕の条項中の一二〔一六〕箇所に、van

gerichtes halven という定型的表現が見られる。⁽⁹⁵⁾ もちろんそれは von Gerichts wegen (裁判所の命ないし職権により) という意味で用いられている。しかし、人は van gerichtес halven (裁判所の命ないし職権により) 具体的に何をするか。われわれはここでも念のためその点を検討してみることにする。

まず、人が叫び声 (≡ 叫喚告訴) に応じて現行犯を追跡する場合、van gerichtес halven (裁判所の命により) 自分の主君や家臣あるいは親族の逮捕に協力することがあっても、彼の忠誠 (なごし誠実) (義務) (sine truwe = seine Treue) に違反したことになる。⁽⁹⁶⁾ 次に、人 (≡ 裁判官) は van gerichtес halven (裁判所の職権により) 次の裁判期日を定めてその開催を命じ、その場に居合わせない間に訴えられた被告を法定の (三度の) 裁判期日に召喚することがある。⁽⁹⁷⁾ 訴訟そのものの間にも、人 (≡ 裁判官) は婦女または娘に、彼女等が法定後見人を即座にもち合わせない場合、van gerichtес halven (裁判所の職権により) 彼女等の後見人を与え、また、この (裁判所によって任命された) 後見人に対し van gerichtес halven (職権により) 裁判所から 質問することがある。⁽⁹⁸⁾ しかし、訴えが娘または寡婦の法定後見人に向けられる場合には、裁判官 (または dat gericht ≡ 裁判所) が彼女等の後見人となり、その法定後見人が法廷に出頭しないならば、van gerichtес halven (裁判所の職権により) 彼女等の後見人に奪われていた所領の占有・支配に復帰させることもある。⁽⁹⁹⁾ その場に居合わせない間に訴えられた被告に対しても、人 (≡ 裁判官) は van gerichtес halven (裁判所の職権により)、一四夜後に彼の債務を支払うか、さもなければその債務を法廷で (あるいは、宣誓をもって) (mit rechte) 否認すべき旨命ずることがある。⁽¹⁰⁰⁾ ゲヴェーレに関しては、人 (≡ 裁判官) は、ある所領のゲヴェーレ (≡ 占有権) を法廷で、しかし現在の占有者が居合わせない間に譲渡された者に、その所領への占有指定を行うことがある。その後 (こんどは現在の占有者に対する mit rechter klage ≡ 法廷での、または、正規の訴えをもって) この者のゲヴェーレ (≡ 占有権) が確認された場合にも、人 (≡ 裁判官) は同じく占有指定を行う。⁽¹⁰¹⁾ また、複数の保証人または債務者がある場合、人 (≡ 裁判官)

は彼等を、皆ができるだけ同額の人命金ないし罰金を支払うよう、van gerichtshalven (裁判所の命により) 強制する。⁽¹⁰²⁾最後に、人は van gerichtshalven (裁判所の職権により) (死刑を執行され) 生命を失うことがある。⁽¹⁰³⁾

これらの用例において、gerichteの語が具体的には、裁判官を指している、というところは即座に確かめることができよう。ただしこの場合、「裁判官」は常に「職権」(もちろんそれは彼が受領した「裁判権」に含まれている)の担い手ないし代表者として現れる。⁽¹⁰⁴⁾こうした「職権」の担い手ないし代表者として裁判官は、現行犯の逮捕、訴訟の指揮、(特に被告が欠席している間の)「仮処分」、あるいは、判決の執行などにかかわることを行っているのである。この場合注意しなければならぬのは、この裁判所(ないし裁判官)の「職権」が、特にある所領(具体的にはアイゲンまたはレーン)のゲヴェーレ(≡占有権)に関して、明確に限定されたものになっていることである。「ラント法」の一条項はこれを次のように述べている。「人(≡裁判官)は van gerichtshalven (裁判所の命または職権により) なんびとをもそのゲヴェーレ(≡所領ないし所領の占有) から逐い出してはならない、たとえその者が不法にその(ゲヴェーレ≡所領の占有)の中に入っていたとしても、彼自身が居合わせている場合には、人が mit rechter klage (法廷での、または、正規の訴えをもって)その者のゲヴェーレ(≡所領の占有権)を破らない限り、あるいは、(彼が居合わせていない場合には)、人(≡裁判官)はその者を van gerichtshalven (裁判所の職権により) 法定の(三回の)裁判期日に召喚するべきであつて、その時にその者が(なお)出頭しないならば、人(≡裁判官)はその者から判決をもってゲヴェーレ(≡所領の占有権)を剝奪する。⁽¹⁰⁵⁾すなわち、この裁判所(ないし裁判官)の「職権」が、特にある所領のゲヴェーレ(≡占有権)に関して、rechte klage (法廷での、または、正規の訴え)に取って代わることは決して許されないのである。

以上のような検討の結果にもとづき、さらに幾つかの条項におけるgerichteの語も、容易に同じ(具体的には、「職権」の担い手ないし代表者としての裁判官)意味に理解することができよう。たとえば、「レーン法」の一条項は次のよう

に述べる。(一般には、一つの事案について二度罰金を払うことはないが)「ある者に対し(同時に)平和および祝祭日の安寧を破る者があれば、その者は一つの事案につき、二度、*wertleke me unde geistleke me gerichte* (世俗(の *gerichte*)および教会の *gerichte*)に、罰金を支払わなくてはならない」。(106)この場合、世俗の *gerichte* に関する限り、*gerichte* の語で言われているものが具体的には裁判官を指すことに疑問の余地はない。「ラント法」の諸条項では、罰金の受領者として繰り返しほかならぬ裁判官が登場してくるからである。ただ右の場合においては、ザクセンシュビーゲルの著者(アイケ・フォン・レブゴウ)は教会裁判所との関連では罰金の受領者を *richter* (裁判官)と呼ぶことを避けたかたのではないか(教会裁判所の場合、罰金は言うまでもなく教会に帰属する)、と思われる。(108)さらに、本稿で検討の対象となっている関係条項の中で、裁判官がこれらかなり頻繁に証人として登場してくる。(109)このことからしても、*mit deme gericht tugen* (*gerichte* にまつて、または、*gerichte* (の証人)をもつて証言する)、*ane gerichte getugen* (*gerichte* (の証人)なしに証言する)、*getuge jegen dat gerichte* (*gerichte* に対(して何かを立証)する証人または証言)などの表現中にある *gerichte* の語が具体的には裁判官(ないし少なくともその代理人)を指すことは、まず間違いないであろう。(110)

以上が(裁判にかかわる)「職権」の担い手ないし代表者としての裁判官を意味する *gerichte* の語についてである。*gerichte* の語は、私見によれば、「ラント法」の二二(二八)条項中の一六(二二)箇所、「レーン法」の一条項中の一箇所、都合二三(一九)中の一七(二三)箇所において、この意味で用いられている。(111)

(e)「ラント法」の一条項は次のように述べている。「ある場所において自分の(生得の)法を *vor gerichte* (法廷で)喪失した者は、人がそのことについて *an deme gerichte getuch* (*gerichte* に(ついでに)証人を)有するならば、その者はすべての場所ですれ(法)を喪失したことになる。しかしながら、なんびとも(そのことを立証するために) *des gerichtes getuch* (その *gerichte* の証人)を *in en ander gerichte* (他の法を喪失した以外の裁判所法廷へ)連れ出す義

務はない。かえって、(現に)そこでその者が法喪失者であると主張されている(裁判所の)裁判官が、その使者二人を(かつて)そこでその者が法を喪失した(と主張されている裁判所の)裁判官の許に遣わし、人(II法を喪失した裁判所の裁判官)がその者に対してそのこと(II法の喪失)を証人をもって立証できるかどうか、彼等(使者)に聞かせるべきである。そしてその後、彼等(使者)が(現に法の喪失が主張されている法廷で)それ(II法の喪失)について証人にならなければならぬのである」⁽¹¹⁾。

前項(d)で検討した結果に従えば、この an deme gerichte getuch および des gerichtliches getuch が全体としては実質的に裁判官(あるいは、少なくともその代理人)を指すことに疑問の余地があるまい。ただこれらの表現については次のような問題が生ずる。すなわち、もしこれらの表現が全体として裁判官を意味するのだとすれば、これらの用例中にある gerichte の語そのものは何を意味するのか、という問題がそれである。これらの用例については、ほかならぬ gerichte の語そのものを裁判官と解する可能性は閉ざされているからである。このことを考慮に入れるならば、これらの用例においては、gerichte の語を裁判(ないし訴訟)の結末、あるいは、とりわけ(裁判所の)判決と解する(したがって、an dem gerichte getuch は「(法の喪失という)裁判の結末ないし判決についての証人」、des gerichtliches getuch は「(法の喪失という)裁判の結末ないし判決の証人」と理解する)のが妥当であろう⁽¹²⁾。

犯罪についての訴えに関しては、言うまでもなく判決は、ほとんどの場合、「刑罰」、それも苦痛刑を内容とするものになる。「ラント法」の若干の条項では、gerichte の語はまさにこの刑罰の意味でも用いられているのである。ここではしかし、そのうち最もドラステックな用例だけを引用しておきたい。「ある犯罪を裁かない裁判官はすべて、かの者(IIその犯罪を犯した者)に下されるべきであったのと des selven gerichtliches (同じ刑罰)をもって責を問われる」⁽¹³⁾。

以上が、判決または刑罰の意味での gerichte についてである。この意味での gerichte の語は、私見によれば、「ラン

ト法」の七〔八〕条項中の八〔九〕箇所⁽¹¹⁶⁾で用いられている。

二

以上、ザクセンシュピーゲルにおける *gerichte* の用語法の検討を進めてきたが、われわれにはもう一つ、もっと重要な、否むしる決定的に重要な問題の検討が残されている。すなわち、*gerichte* の語が用いられる場合、(以下、一々その語義に立ち入る必要がない場合には、概括的に「裁判所」と呼ぶことにするならば) 具体的にはいかなる裁判所のことを言っているのか、という問題がそれである。次にこの問題に取りかかることにしよう。

(一) ザクセンシュピーゲル全体の三〔四〕箇所では、明示的に *geistlich gericht* に言及されており、これが教会⁽¹¹⁷⁾の裁判所を指すことは言を俟たない。これに対して、明示的に *weltlich gerichte* という表現が現れるのは四箇所⁽¹¹⁸⁾にすぎないが、(神の *gerichte* にかかわる) 「序言」の二箇所を別にすれば、単に *gerichte* と言われている他のすべての箇所も世俗の裁判所を指していることは容易に確かめることができる。したがって、ここでのわれわれの問題は、(*gerichte* の語がもつばら教会⁽¹¹⁹⁾)の裁判所にかかわる二〔三〕箇所および「序言」の二箇所を除いて) 一五〇〔一八三〕箇所の *gerichte* の語が、具体的にはいかなる(世俗の)裁判所にかかわるのか、とりわけラント法上のそれか、それともレーン法上のそれか、という問題に集約することができる。

ところで、本稿の冒頭(一・二)で指摘しておいたように、ザクセンシュピーゲルにおいて *gerichte* の語はその圧倒的大部分が「ラント法」の部に現れ、そのことによってすでに *gerichte* とラント法との強いつながりが示唆されて

いる。したがって、ここでの目的地により速やかに到達するためには、レーン法上の裁判所にかかわる可能性をもつ事例を探すことから始める方が賢明であろう。そこでわれわれはまず「レーン法」における用例を検討することにする。⁽¹²⁰⁾

(a) 一・(一)で前述したように、ザクセンシュペーゲルの「レーン法」では、gerichteの語が(補正を施したのち)一六条項中の二二箇所に現れる。このうち一箇所では、(en sunderlik) gerichte (特別な gerichte) の語が具体的にはグラーフシャフトを指す、ということは簡単に確認することができる。他の一箇所では、この語は裁判集会としての裁判所を指し、さらにもう一つの箇所では、それは平和破壊にかかわっている。さらに三箇所では、この語は裁判管区を指し、一二箇所では裁判権レーンとしての(ラント法上の、流血)裁判権を意味している。これら一八箇所においては、gerichteの語がラント法上の裁判所を指すことに問題の余地はなく、レーン法上のそれを指す可能性はまったくない。ところであれわれは、もう少し後のところ(c)で、残った三箇所——そこにはいずれも vor gerichte という表現が出てくる——を個別に立ち入って検討することにした。

(b) 次に「ラント法」の関係箇所の検討に移ると、われわれはここでもまた、たとえば、明示的にグラーフまたはゴークラーフの gerichte と言われている箇所を、レーン法上の裁判所を指す可能性のまったくないものとして個別的検討から取り除くことができる。同じことはしかし、gerichteの語が(ラント法上の)流血裁判権、裁判管区、裁判集会、「職権」の担い手ないし代表者としての裁判官にかかわる箇所についても言える。ここまでの作業でまだ残っているのは、(主に) vor gerichte という表現が現れるかなりの数の条項である。われわれはしかし、さらにその中から、犯罪、地方的追放、(各人生得の)法、人命金、アイゲンまたは相続財産、(レーンの目的物でない)物にかかわる条項を取り除くことができる。最後にわれわれは、関係条項が置かれている文脈(具体的には前後の条項とのつながり)を考慮に入れることができるし、考慮に入れなくてはならない。以上のような作業を進めていくと、すなわち、レーン法にはおよそ

存在しないもの、あるいは、レーン法上の法廷ではおよそ問題になりえないものを、一つ一つ取り除いていくと、驚くべきことに、最後にはまったく何も残らない。すなわち、ザクセンシュビーゲルの「ラント法」では、gerichteの語がレーン法上の、あるいは、主君の裁判所を指す可能性のある箇所はただの一箇所もない、ということになる。

しかしながら、ザクセンシュビーゲルの「ラント法」には、レーンがgerichteの語と一緒に現れる条項が一つある。⁽¹²⁾念のため、この条項だけは個別に検討しておきたい。それは次のような事案にかかわっている。「娘または寡婦が蘭lantrecht (ラント法廷で) 彼女(等)の後見人について、彼が自分(たち)からアイゲンまたはレーン、または一期分を奪う旨訴え、そしてそのゆえに彼が三度の裁判集會に召喚され、しかも彼が第三の(裁判)期日に出頭しないならば……」。すなわち、この場合、原告である娘または寡婦は、家臣としてレーンを受封し所持している可能性がある。しかしながら、それにもかかわらず彼女(等)は(そのレーンが奪われた場合も含めて)その後見人を、明示的に述べられているように、to lantrecht (ラント法廷で) 訴えている。それだけではない。すでに前述したように、この場合、裁判官が彼女(等)の後見人となり、van geriches halven (裁判所の職権にもとづき) 彼女(等)を法定後見人に奪われた所領の占有・支配に復させる。⁽¹³⁾したがって、この条項のgerichteの語もまたレーン法上の裁判所ではありえないことが明白なだけでなく、この条項はかえって、レーンの帰属をめぐる係争がラント法上の裁判所に訴えられ審理される場合もある、⁽¹⁴⁾ということを示しているのである。

(c) ここで、先ほど留保しておいた「レーン法」の三つの条項の個別的な検討に移りたい。念のために一言すれば、gerichteの語がレーン法上の裁判所を意味する可能性を残しているのは、今やザクセンシュビーゲルの全巻を通じてこの三つの条項に限られている。

そのうちの一つの条項は次のように言う。「主君は所領をある家臣に臣従礼なしに質入れする (setten) ことができる。

しかしながら、彼（ \parallel 主君）がそれを彼（ \parallel 家臣）に確実に引渡すか否かは、主君の信義に（*Oppe des herren truwe = auf des Herrn Treue*）かかっている。彼（ \parallel 主君）がそれ（ \parallel 質入れの約定）を彼（ \parallel 家臣）に対し彼（ \parallel 主君）の否認宣誓をもって（*mit siner unscult*）破ろうと望むならば、彼（ \parallel 主君）はそのこと（ \parallel 約定の否認ないし撤回）をなすことができる、この家臣がこのこと（ \parallel 質入れの約定）について、彼（ \parallel 主君）はそれ（ \parallel その所領）を *vor gerichte*（法廷で）自分に質入れ（の約定を）した旨、彼（ \parallel 主君）に対し証人により立証できない限り⁽¹²⁶⁾。この場合、*vor gerichte* という表現で具体的にいかなる裁判所が考えられているかは、この条項の（一つおいてその）後に出てくる条項によって明らかになる。曰く、「人は所領を、それが法的に有効になる（*helpend = helfend*）（効き目がある）ように質入れたいのであれば、それ（ \parallel その所領を質入れする約定）は *vor des landes richtere*（そのラントの裁判官、（具体的にはクラーフ）の前で、ないし、その法廷で）行うことを要する、（将来）それについて裁判、集会、参集、義務者（*de dingpichregen*）を証人としてもちうるように⁽¹²⁶⁾」と。つまり、ザクセンシュピーゲルによれば、所領の質入れは、主君から家臣へのそれをも含めて、法的に有効であるためには、ラント法廷で行われなくてはならないとされているのであり、主君は、このラント法廷で行われた所領の質入れの約定だけは、後に否認宣誓をもって否認・撤回することを許さないのである。⁽¹²⁷⁾

残されたもう一つの条項は次のように言う。「家臣は債務のゆえに彼の主君（の物）を差押え、そして（主君を）*vor gerichte*（法廷で）訴えることができる、それ（ \parallel その債務）について彼（ \parallel 家臣）に対し彼（ \parallel 主君）が彼の家臣たちの前で（ \parallel 彼のレーン法廷で）法（ \parallel 裁判）を拒絶しており（*rechtes gewweigert hevet*）、そして彼（ \parallel 家臣）がそれ（ \parallel 主君の裁判拒絶）について証人をもつ場合には⁽¹²⁸⁾。主君による裁判拒絶の場合、一般的には、家臣は主君を上級主君の前（ \parallel 上級主君のレーン法廷）でも訴えることができる⁽¹²⁹⁾。しかし、右の条項の場合には、主君による裁判拒絶だけではなく、主君の債務を原因とする家臣による差押えもかかっている。この差押えも、しかしながら、ザクセンシュピーゲルに

よれば、本来(前述の所領の質入れと)同じくラント法に属すべきものとされている。⁽¹³⁰⁾ それゆえ、右の条項の場合にも、家臣はその主君をラント法廷で訴えているのである。⁽¹³¹⁾

最後まで残された「レーン法」の一条項は次のように述べている。⁽¹³²⁾「家臣は彼の否認宣誓をもって aller schuldegunge ungen(直訳すれば、すべての問責から逃れる)ことができる、なんびとも、それ(問責の原因ないし事由)が vor gericht(法廷で)生じた(あるいは、行われた)旨、(証人の)証言(により立証)しえない場合には」。⁽¹³⁴⁾ 見られる通り、この条項は極めて一般的な言い回しになっているので、うっかり読むと、この vor gerichte にはレーン法廷も含まれている、と速断されかねないであろう。⁽¹³⁵⁾ しかしながら、この条項の正しい解釈に到達するには、以下の三つのことを考慮に入れないと行かない。

第一点。「レーン法」のある条項では、主君の証人による立証が家臣の否認宣誓を上廻ることのできる場合は、以下の三つのケースに限定されている(それ以外の場合には、家臣の否認宣誓の方が優先するのである。⁽¹³⁶⁾)。①家臣が binnen len-rechte(主君のレーン法廷で)話し、約束し、または、誓約したこと、②家臣に対し帝国勤務が判決をもって命じられたこと、③主君が家臣を to lenrechte(レーン法廷へ)召喚したこと。確かにこれら三つのケースはいずれも主君のレーン法廷で起こ(り)うることである。ただ問題なのは、果してそれらはそもそも(レーン法一九・二の) alle schuldegunge に当たるのか、ということである。というのは、これらのことは、いずれも主君による問責そのものと言わんよりは、その前提となる(ないしその一部をなす)証明手続にすぎない、とも考えられるからである。⁽¹³⁹⁾

第二点。ザクセンシュピーゲルの「レーン法」には、ほかならぬこの主君による家臣の問責のプロセスがきわめて詳細に叙述されている。⁽¹⁴⁰⁾ かつてまんでその概要を述べれば次の通りである。主君はまず判決をもってその家臣に裁判期日を定め、家臣をレーン法廷に召喚する。この家臣が出頭しないならば、主君は使者(二人)により家臣に対し出廷する

よう要求させ、家臣を正午まで待つ。しかし、家臣に対し出廷を要求する場合、人（＝主君）は、その都度別な家臣を証人としてもちうるよう、それぞれ別な家臣を使者に立てなくてはならない。同じことを主君は、第三の裁判期日まで、三度繰り返す。それでもなお家臣が最後まで出頭しない場合、ようやく主君は家臣からそのレーンを判決をもって剝奪することができる。しかしながら、レーン剝奪の判決が下された後にも、一年と一日以内と期日こそ限られているものの、家臣は主君の前に出頭し、聖遺物にかけての宣誓をもって、彼から判決により剝奪された所領を請け戻すことができるのである。主君による問責がこうしたプロセスを辿る限り、家臣は「彼の（否認）宣誓をもって（事実上）あらゆる問責を免れる」ことになるであろう（しかしそれはレーン法上家臣に許されているのである）。

第三点。最後に、ザクセンシュビーゲルの「レーン法」には、家臣が誰かにそのレーンを奪われるケースが何箇所かに出てくる。この場合家臣は、そのレーンについての彼の権利を失わないためには、彼から奪われた所領を *mit rechter klage irvolgen*（法廷での、または、正式の訴えをもって追求）しなくてはならない⁽¹⁴²⁾。ところでこの *rechte klage* はどこで行われるのであろうか——具体的には主君のレーン法廷か、それともラント法廷なのか。家臣からそのレーンを奪った者が彼の家臣仲間 (*husgenot* = *Hausgenosse*, *Mitvasall*) である場合には、その家臣仲間は主君のレーン法廷でその件について問責され、彼がそれ（＝自分の非ないし責任）を認めれば、彼は（本人に贖罪金を支払うのはもちろん）主君に対しても罰金を支払わなくてはならない。しかし、われわれがここで見落してならないのは、彼は聖遺物にかけて（否認）宣誓を行えばこの *sculdeunge*（問責）からも脱することができる、ということである⁽¹⁴³⁾。この場合、および、所領を奪った者がそもそも彼の家臣仲間でない場合、所領を奪われた家臣はラント法廷へ赴き、そこで *rechte klage* を起こす以外にないであろう⁽¹⁴⁴⁾。ザクセンシュビーゲルの「ラント法」には、ゲヴェーレ論との関連でしばしば引用された、次のような条項がある。「人はなんびとをもその者がゲヴェーレの中にもって（＝占有して）いる所領から (*van sinem*

gude, dat he in geweren hevet) 逐い出してはならない、彼からゲヴェーレ(≡占有権)が適法に(mit rechte)(裁判による審理を経て判決をもって)奪われ(145)ない限り」。すでに前述したように、この原則は、「ラント法」の別な条項において、「人(≡裁判官)は裁判所の職権によりなんびとをもそのゲヴェーレ(≡所領ないしその占有)から逐い出してはならない、たとえその者が不法にその(ゲヴェーレ≡所領の占有の)中に入っていたとしても、彼自身が居合わせいる場合には、人が mit rechter klage (rechte klage)をもって、または、により)その者のゲヴェーレ(≡所領の占有権)を破らない限り……」と敷衍されている。(146)つまり、自分のレーン(≡所領)を奪われた家臣は、少なくとも右の場合、自分の所領に対する権利を失わないためには、ラント法廷で rechte klage を起こさざるをえないのである。(147)それだけではない。「レーン法」の部には、家臣がそのレーンを mit gewalt (一般には、実力をもって。この場合にはむしろ、暴力をもって)奪われる場合が出てくる。(148)この場合家臣は、ラント法廷においてこの(奪われた)所領を訴求する(op (= auf) dat gut klaget)だけでなく、所領を奪った者を強奪(ないし強盗)の(149)かどでも訴える。こうした rechte klage とその結末(強奪の場合、それは(生得の)法およびレーンの剝奪に及ぶことがある)を、人がそれについて証人を有する場合、家臣はもはやその(否認)宣誓をもって却けることができ(150)ない。ザクセンシュピーゲルの著者(アイケ・フォン・レプゴウ)がこの最後に検討した条項において何よりも言いたかったのは、このことだったのではないか。

以上によって、「レーン法」の部においても、gerichte の語は、(世俗の裁判所に関しては)もっぱらラント法上の裁判所を指し、レーン法上の(主君の)「裁判所」を指すことは決してない、ということが明らかになったはずである。

(二) 二)で、gerichte の語と密接に関連する richter(e) 'richten' ungerichte の語の用法の検討に移る。ただし、以下においては、紙幅の節約のために、できるだけ、これらの語はいかなる法——具体的にはラント法・レーン法の

いずれ——に關係するか、という問題に集中することにする。

(a) まず richter (e) の語について。

ザクセンシュピエーゲルにおいては、richter (e) の語は、「ラント法」の九五(一一二)条項中の一四〇(一六四)箇所⁽¹⁵²⁾、「レーン法」の三条項中の各一箇所⁽¹⁵³⁾、都合九八(一一一五)条項中の一四一(一六七)箇所⁽¹⁵⁴⁾で用いられている。

ここですぐ目につくのは、この richter (e) の語は、ザクセンシュピエーゲルの「レーン法」の部に、これまで検討してきた gerichte の語とくらべても、はるかに僅かしか姿を見せないという事実である。それゆえ、ここでもまた、「レーン法」の部における用例の検討から始めることがいっそう合目的であろう。しかしながら、「レーン法」の部においてこの語が登場する三箇所のうち二箇所では、明示的に vor des landes richtere (ラントの裁判官の前 || 法廷で) と言われている⁽¹⁵⁴⁾。したがって、ここでさらに立入って検討を加える必要があるのは、実質的にはただ一つの条項、具体的にはレーン法六九・八だけである。

この条項では次のように言われている。「主君のアイゲンであるレーンについてある判決が非難されるならば、人はそれ(|| その事案) を最後帝国の前(|| 国王の裁判所) に持ち出すべきである。けだし国王は、over iewelkes mannes hals unde over egen unde over ien (あらゆる人の首に関する、および、アイゲンに関する、および、レーンに関する) to richtere (裁判官に) 選ばれているからである。それゆえ al lantrecht unde lenrecht (すべてのラント法上およびレーン法上の裁判権) は彼(|| 国王) に始まりをもつ、けだしヘーアシルトは彼(|| 国王) から始まるからである」と。

これによってザクセンシュピエーゲルの著者(アイケ・フォン・レプゴウ)は、「ラント法」と「レーン法」をいわば定義しようとしているのである。レーン法が「レーンに関する」recht (法、この場合具体的には「裁判権」を意味する) であるとすれば、ラント法とは、この条項によれば、「あらゆる人の首(|| 生命(刑) に関する、および、アイゲンに関する

る」recht(法、裁判権)にほかならない、ということになるはずである。しかし、以上のことから帰結されるのは、国王はこの場合、同時にラント法上・レーン法上の(最高の)裁判官に選ばれている、ということである。したがって、この条項に限っては、⁽¹⁵⁵⁾richterの語がラント法上・レーン法上の裁判官を同時に指している、と解される。

この条項はしかしながら、われわれの法書全巻を通じて唯一の例外をなしている。「ラント法」のすべての関係条項について、richter(e)の語がもっぱらラント法上の裁判官を指すことは、きわめて容易に確かめることができる。⁽¹⁵⁶⁾それによつてまた、ザクセンシュピーゲルにおいてはこの語がレーン法上の「裁判官」(＝レーン法廷の主宰者である主君)だけを(単独で)指すことはただの一度もない、ということが確認される。

(b)次にrichtenの語について。

この語は、「序言」の一箇所、「ラント法」の三六〔四二〕条項中の四〇〔四九〕箇所、⁽¹⁵⁷⁾「レーン法」の二条項中の三箇所、⁽¹⁵⁸⁾したがつて都合三九〔四五〕条項中の四四〔五三〕箇所に現れる。

ここでもまた、richtenの語が「レーン法」ではごく稀にしか用いられていない、という事実が目につく。そこで、ここでもまた「レーン法」の部における用例の検討から始めると、この語が現れる二つの条項はいずれも裁判権レーンにかかわることを直ちに確認することができる。つまり、この場合、richtenの語は実質的にはラント法に属しているのである。同じことは「ラント法」の部の全用例についても容易に確認することができる。すなわち、「序言」の一箇所をしばらく措くとすれば、richtenの語はすべてラント法に関連し、それがレーン法に関して用いられることはただの一度もないのである。

これに関連して、ごく手短かに、以下の二つのことを付け加えておきたい。第一点。もちろんrichtenの語は、特にet. richtenという言い回しにおいては、「ある訴えあるいはある犯罪を(法廷で)裁く」という一般的な意味で用いら

(10) される。しかしこの語は、(頻度において) それに劣らず、特に *over in richten* という言い回しにおいては、「誰か(=ある犯人、特に平和破壊者)に有罪の判決を下しある刑罰を科する」という意味で用いられる。(11) さらに、同じ言い方は「誰か(もちろん、ある犯罪者)を処刑する」という意味することさえある。(12) 第二点。richten される(=裁かれる) 事案について調べてみると、僅かに二つの例外を除いて、他の箇所はすべて少なくとも部分的には何らかの犯罪にかかわっている。(13) すなわち、ザクセンシュピーゲルにおける richten の語そのものが、犯罪とのつながりないし「刑事裁判」の含意を色濃くもったことばなのである。

(c) 最後に、*ungerichte* (犯罪) の語について。

この語は、「ラント法」の三六〔四四〕条項中の四〇〔四八〕箇所(14) および「レーン法」の三条項中の各一箇所(15)、都合三九〔四七〕条項中の四三〔五一〕箇所(16) に現れる。

ungerichte の語についてわれわれのここでの問題——それがラント法に属するか、それともレーン法に属するか——を立入って検討することはほんらい無用と云ってよいだろう。ザクセンシュピーゲルには、周知のように、犯罪はすべてラント法廷で裁かれる、という疑問の余地のない大原則が厳存するからである。しかし、ここでも念のために、「レーン法」の三条項だけを検討しておくことにする。

このうち二つの条項では、明示的に、*des landes richtere* あるいは *lantrichtere* (いずれもラントの裁判官) に言及されており、しかも、人はこの裁判官の前(=法廷)で *umme ungerichte beklaget* (犯罪のかどで訴える)、とされている。(17) 残ったもう一つの条項では、城塞が *umme ungerichte* (そこから行われた犯罪のかどで) 取り壊される場合のことが問題になっている。(18) 「ラント法」の一条項によれば、人は、*ane des landes richteres orlof* (ラントの裁判官の許可なしに)、そもそも城塞を建設することができないし、また、*umme ungerichte* (犯罪のかどで) 判決をもって取り壊された城塞

を再建することもできない。⁽¹⁶⁸⁾「犯罪のかど」で城塞が取り壊されるのも、ラント法廷における判決にもとづいて行われることは明らかであろう。⁽¹⁶⁹⁾

なお、*ungerichte* の用語法に関連して、ここでもごく手短かに二つのごとを付言しておきたい。第一点、*ungerichte* の概念について。ザクセンシュペーゲルには、時折、*ungerichte dat in den lijf oder in den hant geit* (生命や手に及ぶ || 生命刑(死刑) や手の切断刑を伴う犯罪) といった表現が姿を見せる。⁽¹⁷⁰⁾ それゆえ、あるいは、単に *to hut unde to har* ⁽¹⁷¹⁾ (皮膚と頭髮に及ぶ || 皮髮刑にしか及ばない) 軽微な犯罪も *ungeriche* (犯罪) の概念に含まれるのか、という疑問を抱く向きがあるかも知れない。しかし、この疑問は当たらない。見落してならないのは、*hut unde har* (皮髮刑) を請け戻した者も *rechelos* (法喪失者) になることには変りがない、という事実である。⁽¹⁷²⁾ 換言すれば、*ungerichte* の概念にとつては、それがもたらす何らかの実体的刑罰が決定的ではなく、犯罪を犯し(て刑罰を請け戻し)た者はすべて(生得の)法——具体的には裁判能力——を喪失するという事実が決定的に重要なのである。第二点、*ungerichte* の語は、すでにその合成のあり方 (*un-gerichte*) からして、ザクセンシュペーゲルにおいては、犯罪が裁判所の否定態ないし裁判所の対立物と捉えられている、ということを示唆している。この語がザクセンシュペーゲルのおよびそれと親近関係にある史料以外には(ほとんど)姿を見せないとすれば、⁽¹⁷⁴⁾ それ⁽¹⁷³⁾ がザクセンシュペーゲルの著者(アイケ・フォン・レプグウ)の(一貫した法論理・法的思考にもとづく)新造語である可能性さえ、頭から排除してしまうわけにはいかないであろう。

われわれは本稿の結びとして、本稿の冒頭に提起しておいた問題に解答を与えなくてはならない。しかしそのためには、われわれはもう一度、ザクセンシュペーゲルの「序言」に立ち戻る必要がある。

「序言」では次のように述べられていた。「それゆえに、神から *gerichte* (一) (裁判権) を託されている者は皆、神の怒りと *sin gerichte* (二) (彼神の審判) が恩寵により彼等を通して (または、介して) (この世に) 行われるように、*richten* (裁く) ことを心がけなくてはならない」と。ここでわれわれが問わなければならないのは、この人間に対する神の *gerichte* (二) (審判) がどのように行われるか、また、それはその直前に位置する「神の怒り」とどのようなつながりをもつのか、ということである。

神は (天上に在って) 人間の全言動を正確に観察し、それにもとづいて人間に対して判断を下す。神がその意に逆らう人間を見出した場合、神はその者に対して怒り、さらにその者を罰しようとする。それが「神の怒りと彼の審判」にほかならない。それゆえ神は、まさしくその意に逆らう人間を罰するために、教皇と皇帝に *gerichte* (一)、つまり裁判権を託したのである。「序言」の右の箇所についても、*gerichte* と *richten* の語をザクセンシュペーゲル全巻におけるその用語法と整合的に理解しようとする限り、これが唯一可能な正しい解釈のはずである。

そうだとすれば、われわれが求めている解答を見出すのはもはやさして難しくあるまい。ザクセンシュペーゲルの著者にとっては、神の怒りと審判をこの世に行うというこの任務を引受ける裁判所のみが、真の意味での裁判所なのである。教会裁判所は宗教的罰を用いてこの任務を果たす。同様にラント法 (上の) 裁判所は世俗的手段を用いてこの任務を果たそうとする。苦痛刑という武器を用いてあらゆる犯罪と戦いそれを抑止して (社会の) 平和を守ることは、その最も主要な任務にほかならない。これに対して、主君の「裁判所」(レーン法廷) は、もともと自分の家臣および彼等のレーンについて管轄権をもつにすぎない。それが手にしうる手段もただカレーンの没収に限られており、しかも家

臣は自分の否認宣誓によってそれを免れることができる。こうした「裁判所」は、ザクセンシュピーゲルの著者にとつて、裁判所の名に値しないものであつたらう。それゆえ、ザクセンシュピーゲルにおいては、*gerichte*の語は、それと密接に関連する *richter(e)*、*richen*、*ungerichte*の語ともども、(教会の裁判所を別にすれば)もつぱらラント法に関して用いられ、レーン法に関してはかくも一貫して避けられることになつたのである。

註

(1) とりあえず「文献略語表」にあげた諸論稿を参照。なお、私が「規範構造」という概念を用いる場合に念頭にあるのは、ドイツ語の *innere Struktur* であり、ザクセンシュピーゲルに見られる(法)命題が現実にとりだけ規範として行われているか、ということではなく、それが(現実とはかなり大きな距離をもっていることをむしろ前提した上で)著者の(法的)思考の内部であるべき規範としてどのような論理構造をもっているか、ということに力点がある。したがってそれは、「内的構造」とか「論理構造」と言つてもよいのだが、そこで問題になっているのは単に事物の認識にかかわる命題 (*Abbild*)ではなく、少なくとも同書の著者の志向からすれば、是非とも「規範」として現実に妥当させたい法命題 (*Vorbild*)である、という含意をもこめて、「規範構造」という表現を選んだのである。

(2) 本稿でも、まず一般にアイケ・フォン・レプゴウ自身の手になる(とされている)テキスト (*Ordnung Ia, Ib*)中の数字を、ついで「」中にアイケ以後のテキスト (*U. C. IIa, IVa*等)をも併せた数字を掲げる。同様に、「」を付してある条項も、アイケ以後の補遺にかかるものを示す。なお、一般にアイケ自身の手になる補遺とされている「ドイツ語第二版」(*Ordnung II*)について、私は、これまでの用語法の研究の過程で、アイケとは別人の手になるものではないかという疑問を次第に強く抱くようになってきているが、*gerichte*ならびに本稿で分析する諸語については、この「ドイツ語第二版」の執筆者の問題は実質的に問題にならないので、以下の行論においては原則としてそれにいちいち立ち入ることはしない。

(3) ラント法 一・一、一・二・二、一・二・二・四、一・七(二回)、一・八・一、(一・八・三)(二回)、(一・九・一)、(一・一三・二)(二回)、一・一六・一、一・一八・二、一・一九・一、一・二二・一、一・三八・一、一・四一、一・四二・一、

- 一・四四、一・四六、一・四七・二(三回)、(一・五〇・一)、(一・五二・一)、一・五五・一、一・五七、(一・五八・二)、一・五九・一、一・六〇・二、一・六一・一〇、一・六二・一、一・六六・一、一・六七・一、(一・六八・五)(二回)、(一・六九)、一・七〇・二、一・七〇・三(二回)、(一・七一)、二・五・一、二・五・二(二回)、二・六・一、二・九・二、二・一〇・二、二・一一・一、二・一二・四(二回)、二・一二・五、二・一三・一、二・一三・二、二・一三・三、二・一三・八、二・一四・一(二回)、二・一四・二、二・一五・一、二・一六・九、二・一九・一、二・二〇・二、二・二・三(二回)、二・二四・一(二回)、二・二六・四、二・三〇、二・三二・一、二・三六・二(三回)、二・三七・二、二・四一・二、二・四五、二・六三・二(二回)、二・六四・一、二・六四・二、(同上)、二・六四・三、二・六六・二、二・六七、二・七一・四(二回)、二・七一・五(三回)、(三・一・一)、三・一・二、三・九・一、(同上)(四回)、(三・九・二)、(三・九・三)(二回)、三・九・五、三・一三、三・一五・一、三・一五・二、三・一六・三、三・一七・一、三・一八・一、三・二〇・三、三・二四・一(五回)、三・二五・一、三・二五・二、三・二五・三、三・二六・二(二回)、三・二八・二、三・三一・三、三・三三・二、三・三三・七、三・三三・九、三・三三・一〇、三・三六・一、三・三七・一、三・三七・二(二回)、三・三九・一、三・三九・三、三・四〇・三、三・四〇・四、三・四一・四、三・四三・一、三・五二・三、三・五三・二、三・五四・一、三・六〇・二(二回)、三・六一・二、三・六一・四、三・六三・一、三・六四・五、三・六八・二、三・七〇・二、三・七一・二、三・七八・三、三・八二・一(四回)、三・八二・二(二回)、(三・八五・一)、(三・八六・二)(二回)、(三・八七・一)、(三・八七・四)、(三・八八・一)、(三・八八・二)(二回)、(三・八八・四)、(三・八八・五)(二回)、(三・九〇・二)。
- (4) レーン法一一・二、一一・二、一九・二、二三・一、二六・七、五五・六、六〇・一(二回)、六一・一、六一・二(二回)、六九・六(二回)、六九・二、七一・二、七一・三(三回)、七一・四、七一・五(二回)、七三・二、七六・一。
- (5) この場合、「序言」は一つの条項として数えてある(以下同様)。
- (6) ラント法一一・二、四、レーン法六九・六。
- (7) ラント法一・七〇・三、三・五三・三。われわれの「テキスト」の脚註にいわば副テキストとして印刷されている二三四二年のプレーメン本だけでなく、ホーマイヤーが二三六九年のベルリン本を底本として作成したテキスト(C. G. HOMEYER, *Des Sachsenspiegels erster Theil oder das sächsische Landrecht*, 3. Aufl., 1861) におしても、われらの簡

所では *gerichte* の語が用いられている。他方、ホーマイヤーのテキストでは、ラント法二・三六・二二・七一・五、三・二六・二二・三・八七・二などにおいて、(われわれの「テキスト」における *gerichte* の語の代りに) *richte* の語が用いられている。

(8) ここで、念のため、ザクセンシュピールにおける「ラント法」の部と「レーン法」の部の量的関係について一言しておきたい。この点について、「テキスト」の頁数は脚註のスペースが一律でなく、また、条項の数は各条項の大きさが様々であるため、いずれも指標としてあまり役に立たない。そこで、「テキスト」におけるそれぞれの行数を数えてみると、「ラント法」が三二四三行であるのに対し、「レーン法」は一八四八行しかないが、それでも「ラント法」の六割に近い分量であることが分かる。

(9) この *recht* の語は通常名詞と解されている(「神は御自身法である」)が、私はそれを形容詞と解する。理由は大別して三つある。第一に、「エックハルトの考証によると、当時用いられていたラテン語版聖書の該当箇所、特に詩篇一〇・八(*Quoniam iustus Dominus et iustitias dilexit, aequitatem vidit, vultus eius.*) では形容詞(*iustus*) が用いられている。第二に、「神は御自身法である。」と訳す場合、「この文章が何を言おうとしているのか理解できない(仮に神御自身の判断があらゆる人間の理非曲直を評価する基準である、ということだととしても、ザクセンシュピールにおける名詞形の *recht* の語には他にそうした用例が見当たらない)。第三に、最も重要な点であるが、(本文で述べている)この「序言」の文脈。この箇所の *recht* を形容詞(*iustus*)と解することによって、直後の名詞形の *recht* およびそれに続く *gerichte* (i) とのつながりがはつきりする(義なる神は裁く神)。なお、上述の詩篇一〇・八においては、神が嘉するのは「少なくとも「裁判」をも意味しうる) *iustitia* とされていることにも注意されたい。なお、「序言」のこの箇所の解釈については、石川「法の生成」(10)でも論じておいた。

(10) 同じ条項に *gerichte* (等) の語が繰り返し用いられてそれを区別する必要がある場合、「テキスト」に出てくる順番に従って (i)・(ii)……等の符号をつける。

(11) この箇所の *richten* の語は、ここではさしあたり「人間を裁く」という一般的な意味に解しておくが、それが具体的に何を意味するかは、本稿の末尾において明らかにするはずである。

(12) ラント法一・一。

(13) この点については、ラント法三・六三・一をも参照。そこでは、「このように、*werltlich gerichte unde geistlich* (世俗の

裁判権と教会のそれ)は、一方に逆らうものを他方によって服従せしめ、しかして法を培わしめる (rechtes to plegen — 具体的には、裁判の遂行に協力する義務を果たさせる) よう、協働すべきである」と述べられている。これによって、聖俗両裁判権の協働の主目的は、不服従な者たちにも裁判(協力)義務の履行を強制する点にある、ということが明らかになるであろう。

(14) ラント法三・五二・二。なお、二・(二)・(b)で後述するレーン法六九・八および後註(156)をも参照されたい。

(15) ラント法三・五二・三、レーン法七一・二。

(16) ラント法三・五四・一、レーン法六一・一。

(17) ラント法三・六四・五。ただし、「国王の罰令権は、国王のほか、なんびとも授与することをえない」(つまり、それは国王から直接に——諸侯を経ずに——グラーフに授与される)し、また、「罰令権は臣従礼なしに授与される」。この点については、石川「補論」、四九八頁以下をも参照されたい。

(18) ラント法三・五三・三(「ただし、旗レーンに属する特別なグラーフシャフトはこの限りでない」、レーン法七一・三(「ただし、マルク(グラーフシャフト)および他の旗レーンに属するグラーフシャフトのように、彼の *gerichte* (ii) (裁判権ないし裁判管区)に属する *en sunderlik gerichte* (ii) はその限りでない」)。

(19) ラント法三・五三・三、レーン法七一・三。ここでは「授封強制」の問題に立ち入っているゆとりはないが、(そもそも「授封強制」という表現が適切か否かは別にして)この原則は国王に対してだけ適用されたのではなく、諸侯もまた裁判権レーンを一年と一日をこえて手許に置くことを許されなかったことを見落すわけにはいかない。つまり、少なくともザクセンシユビーゲルに関する限り、この原則は国王の権力の制限や諸侯の権力の強化を狙ったものではなく、裁判権を(休眠状態に置くことなく)実際に機能させようとするためのものであったことに注意されたい。

(20) ラント法三・五四・一、レーン法六一・一。この意味では、「諸侯」や「フライエ・ヘレン」(グラーフは最も多くこの身分に属すると推定される)も「参審自由人」と同格であり、あるいは、(広義の)「参審自由人」に含まれることになる。「諸侯」や「フライエ・ヘレン」の贖罪金・人命金が「参審自由人」と同額(ラント法三・四五・二)なのは決して単なる偶然ではない。

(21) レーン法六一・二(二回)。なお、レーン法二一・二、二六・七、六〇・一(二回)、七一・三(i)、七一・四、七一・

五(二回)も「裁判権レーン」にかかわる。

(22) ラント法一・五五・一。この条項には考慮すべき問題が二つある。

一つは、「すべての世俗の *gerichte* は選挙に始まりをもつ」と言われる場合、*gerichte* の語は何を意味するか、という問題である。もしそれが「裁判権」を意味するとすれば、上述してきたような、裁判権はもとと神に由来し、(原則として)神——皇帝——諸侯——グラーフという順に授与される、という考え方と矛盾する、あるいは、ザクセンシュビーゲルには裁判権の淵源に關し神と選挙という二元的理解が認められる、という結論が不可避になる。しかし、後述するように、*gerichte* の語は(裁判権の担い手としての)「裁判官」という意味でも用いられる。上記の箇所を「すべての世俗の裁判官は選挙にその始まりをもつ」と読めば、こうした矛盾は生じない。この条項においても、これに続く文章がもつばら「裁判官」のことについて述べていることに注意されたい。

もう一つは、「生まれながらの裁判官」とは何を指すか、という問題である(字義通りには、「生まれながらの裁判官」はありえない)。「裁判権レーン」は「特別のレーン」の一種であり、上述したように、「正規のレーン」には見られない制約を受けるが、(主君に異動のあった場合の)「授封請求権」(*erbe*)と(家臣が亡くなった場合の)「相続権」は認められている(レーン法一・一二)。そこで私は、本文において補記したように、これを「レーン相続人として生まれ(父の没後、裁判権を授封され)た裁判官」と解する。

(23) ラント法一・五五・二。

(24) 「それを(レーンとして)授封することもできないし、(レーンとして、あるいは、レーンのように)承継することもできない」の意。*volge* の語は、「レーン法」の部においては、(主君が交替した場合の)「授封請求権」の意味で用いられるが(前註(22)を参照)、ここでは全体の文脈から、広く「相続権」をも含めて、あるいはむしろ、それに力点を置いて用いられている、と解するのが妥当であろう。

(25) ラント法一・五六。

(26) ラント法一・五七。

(27) 序に述べておくと、アイケ以後のテキストにおける補遺には、ゴークグラーフの地位ないし裁判権について、かなりはっきりとした転換が認められる。今や授封されたゴークグラーフが *de rechte gogrove* (正規のゴークグラーフ)と呼ばれ、それに

対応して彼等の裁判権もより明確に国王から順次下に降りてくる裁判権レーンのヒエラルヒーの中へ組みこまれるようになる。この点については、ラント法〔一・五八・一〕、〔一・五八・二〕、一・七一（「そのゴークラーフ職が *Gerichte* (グラーフの裁判権) 由来する」)〔正規の〕ゴークラーフ〕を参照。

- (28) 序言 (i)、ラント法一・一、一・五七、〔一・五八・二〕、〔一・七一〕、三・五二・三、三・五三・三、三・五四・一、三・六〇・二 (i)、三・六三・一、三・六四・五、レーン法一・二二、二六・七、六〇・一 (二回)、六一・一、六一・二 (二回)、七一・二、七一・三 (i)・(ii)、七一・四、七一・五 (二回)。

- (29) (*binnen*) ラント法〔一・三三・二〕、一・二二・一、一・五九・一、一・六〇・二、二・五・一、二・五・二、二・二六・四、二・六三・二、二・七一・四 (i)、〔三・九・二〕、三・一六・三、三・一七・一、三・五三・二、三・六八・二、レーン法二・二二 (因みに、*stredes* はすべて裁判官、〔二〕箇所では (裁判権の担い手としての) パウアーマイスターを指す)。

- (30) ラント法一・六〇・二、三・六八・二、二・五・二。一・六〇・二。一・二二・一、二・五・一。三・二六・二。二・七一・四 (i)。

- (31) ラント法二・二六・四。三・四〇・四。
- (32) ラント法一・五九・一 (厳密に引用すれば次の通りである。「あらゆる種類の訴えおよびすべての犯罪を裁判官は、彼の *Gerichte* の中であれば、どこであれ彼の居るところで裁くことができる。ただし、人がアイゲンを訴求し、または参審自由人を相手どり犯罪を訴える場合は除く。これ (ら) について裁判官は、正規裁判集会の場所において、しかも国王の罰命権の下においてでなければ、裁くことをえない」——なお、この条項については、石川「法の生成」(9) をも参照)。なお、ラント法三・五三・二もこの用例に準ずる。

- (33) ラント法〔三・九・二〕。なお、「約定 (ないし誓約) された平和」については、石川「平和と法」、一六〇八頁以下をも参照されたい。

- (34) ラント法一・六三・二、二・六六・二、三・一六・三、三・一七・一、三・二四・一 (ii)・(iii)・(v)、レーン法二・二、二・三・一。したがって、この用例は九箇所に出てくる。因みに、地方的追放の端緒は現行犯であることに注意されたい (誰かが犯罪のかどで、それが一夜をこえたものとなる前に、叫び声 (|| 叫喚告訴) をもって訴えられた場合、原告が自分とも七

人(の証人)をもってその犯罪を立証することができるならば、人(裁判官)はそれを行った者(現行犯)を即座に地方的追放に処する」——ラント法一・七〇・三。

(35) ラント法三・二五・三。ラント法一・七〇・三の *buten sine richte* もこの用法に属する。

(36) ラント法三・二五・一。

(37) ラント法三・二六・二。なお、ラント法 [三・八七・二] および三・二四・一 (i) (*in eneme anderen gerichte*) をも参照。

(38) ラント法一・七一・四、二・七一・五 (i)。なお、ラント法一・七〇・三 (ii) (*in sin gerichte*) もこの用法に属する。

(39) ラント法一・七一・五 (iii)。なお、ラント法一・三七・二をも参照。

(40) ラント法三・六一・二。レーン法七十一・三 (iii) (*in sin gerichte*)、ラント法三・二四・一 (ii) (*in dat gerichte*)。

(41) ラント法 [一・一三・二]、一・二二・一、一・五九・一、一・六〇・一、一・七〇・三 (*richte*) と (ii) 一・五・一、二・五・二 (ii)、二・二六・四、二・三七・二、二・六三・二、二・六六・二、二・七一・四 (ii) 一・七一・五 (i)、(iii) 一・三・九・二、三・一六・三、三・一七・一、三・二四・一 (ii)、(iii)、(iv)、(v) 三・二五・二、三・二五・三、三・二六・二 (ii) 三・四〇・四、三・五三・一、三・六一・二、三・六八・二、三・八七・二、レーン法二一・一、二二・一、七十一・三 (ii)。なお、ISHIKAWA, *Das Gericht*, S. 446 頁、30 [33] Stellen in 22 [25] Artikeln *das Landrechts*……, insgesamt also 33 [36] Stellen in 25 [28] Artikeln とあることは、ラント法一・七一・五 (ii) (*to rechte gerichte*) をこの数えたからである。この場合の *gerichte* は「もちろん「裁判管区」とも読めるが、後述するラント法三・八二・一 (*in en ander gerichte*) と同じく、「裁判所＝裁判集会」の意味が強く、本稿では両者とも (c) の「裁判集会・法廷」に分類することにした。後註 (94) を参照されたい。

(42) ラント法一・二二・一。

(43) ラント法一・二二・二。レーン法七三・二。

(44) ラント法一・二二・二～四。なお、ラント法三・五四・四、三・六一・一をも参照。

(45) 以上の諸条項において *ding* の語は常に「裁判集会」それ自体(すなわち、裁判(集会)における事案の審理との具体的関連なしに)を意味している。*ding* (又は *dink*) の語が「裁判集会」の意味で用いられている他の条項においても(ラント法一・

一九・二、一・五二・一、一・五三・一(i)、(一・五八・二)、一・五九・二、一・六二・六、一・六七・一、(一・七〇・一)、(一・一一・二(二回))、二・三・一(i)、二・四・一(i)、二・六・三、二・七(二回)、(一・一三・八)、二・一四・一、二・四一・二、二・四二・一、三・二六・二、三・四五・四、三・五二・三、三・五六・三、三・六一・一、三・八一・二、ごく少数の例外(ラント法一・一九・二、二・四一・二、二・四二・一)を除いて、この語は裁判集会をそれ自体を意味している。

次のような合成語に含まれる ding (又は dink) の語についても、同じことは(こんどは)例外なしに言える。dingliche (ラント法二・二二・一、(三・八八・一)、(三・八八・二))、dinglichich (ラント法一・七〇・二、三・二六・二、三・六一・四)‘dingliche (通説はこれを Gerichtsermin (裁判期日)と解するが、私見によれば、文字通り Dingzah! すなわち「裁判集会の数・回数」を意味する——[ラント法三・八七・三])、dinglichich (ラント法二・四五)‘dinkstete (裁判集会の妨害、ラント法一・五九・二)‘goding (ラント法三・九一・一)‘vogeding (前述ラント法一・二・四)。因みに、動詞の dingen も、「一期分 (Teilgedinge) を設定する」という意味のレーン法(二・三)‘三・一を除けば、もっぱら「裁判集会を開く」という意味で用いられている(ラント法一・五九・一(二回)、(一・五九・二)、二・一〇・五、二・一一・四、三・六四・六、(三・六四・七)、三・六五・一、三・六九・一、レーン法七・二)。

(46) ほかに、ラント法三・六一・四(「裁判集会参集義務を負う者は、すべて、裁判官が居合わせる場合、太陽が昇ってから正午まで、geriches (裁判集会)の開会)を(待つべきである)」、三・九・五(「犯罪のかどで訴えられている者を、deme geriche (裁判集会から)暴力をもってさらう者)」、一・四七・二(ii) (「彼の後見人としての地位は、dat geriche (当該裁判集会)が続くよりも長くは続かない)」、は、いずれもこの用法に属する。

(47) ラント法一・二・四、一・七(二回)、一・八・一、(一・八・三)、(一・九・一)、(一・一三・二)、一・一六・一、一・一八・二、一・一九・一、一・三八・一、一・四六(一・五〇・一)、一・六二・一、一・六六・一、一・六七・一、(一・六八・五(二回))、(一・六九)一・七〇・三、二・五・二、二・六・一、二・一〇・二、二・一一・一、二・一一・二、二・一四・一(二回)、二・一四・二、二・一五・一、二・一六・九、二・一九・一、二・二〇・二、二・二二・三、二・三〇、二・三六・二(三回)、二・四一・二、二・四五、二・六四・一、二・六四・二、(同上)、二・六四・三、二・六七・

- 三・一・二、三・九・一、〔同上〕(二四)、(三・九・三)(二四)、三・一三、三・一五・一、三・一五・二、三・一八・一、三・二〇・三、三・二八・二、三・三三・三、三・三三・一、三・三三・二、三・三三・七、三・三三・九、三・三三・一〇、三・三六・一、三・三七・一、三・三七・二、三・三九・一、三・三九・三、三・四〇・三、三・四一・四、三・四三・二、三・六〇・一、三・七〇・二、三・七一・二、三・八二・一、(三・八六・二)(二四)、(三・八八・二)、(三・八八・四)、(三・八八・五)、(三・九〇・二)、レーン法一九・二、五五・六、七六・一。
- (48) ラント法二・六三・二、(三・八七・一)。
- (49) ラント法一・六六・一、(一・六八・五)、二・二二・一五、二・二四・一、二・二四・二、二・六四・二、〔同上〕、二・六四・三、三・一・二、三・九・一、〔同上〕、(三・九・三)、三・三七・一、三・七〇・二、(三・八八・二)、(三・八八・四)、以上、「ラント法」の一〇〔一六〕箇所 (SHIKAWA, *Das Gericht*, S. 448, Anm. 40 2 "An 10 [15] Stellen des Landrechts"とあるのは数え間違ひである)。
- (50) ラント法二・二二・一五、一・六六・一、二・六四・二、三・三七・一、三・七〇・二、(三・八八・四)、(一・六八・五)、(三・八八・二)、三・一・二。
- (51) ラント法一・六六・一、(三・八八・二)、(三・八八・四)。なお、ラント法三・三五・一をも参照。
- (52) ラント法二・一四・一、二・一四・二、二・六四・三。
- (53) ラント法(一・五〇・一)、(一・六九)。なお、この表現はラント法二・六七にも見られる。
- (54) ラント法三・九・一、〔同上〕(二)、(三・九・三)(一)。なお、保証人(一般)については、とりわけラント法二・九・二(「裁判官はまた、原告からもまた訴えが向けられている者(≡被告)からも、彼等が *so rechte* (= *vor Gericht*, 法廷へ) 出頭する保証人をもつべきである」)を参照。それによって、保証人は犯罪についての訴えだけでなく、「民事事件」に関する訴えにおいても立てられる、ということがわかる。事実、ラント法一・六・二、二・一〇・二、三・一〇・二、三・一〇・三、(三・八五・三)においては、明示的に「債務」に言及されている。これに対して、犯罪とのつながりは、ラント法一・六一・一、一・六五・一、二・四・一、(二・四・二)、二・四・三、二・五・一、二・九・三(？)、三・九・一、〔同上〕、(三・九・三)、(三・九・四)、三・一一・二、三・一七・二などの条項においては(少なくともある程度までは)明らかである。

(55) ラント法〔一・六八・五〕。因みにこれによれば、地方的追放に処せられた者の(生得の)法(それは主として「裁判能力」を意味している——石川「*rechlos*」を参照)は、地方的追放のあいだ、(たとえば、ラント法一・三八・一および二のように、犯罪のことで有罪宣告をうけた場合や「上級帝国アハト」に処せられた場合に「剝奪」されるのは異なり)いわば「停止」されるにすぎない、ということになる。

(56) ラント法一・一四・一。

(57) ラント法〔三・九・一〕(ii)、〔三・九・三〕(ii)。

(58) ラント法〔一・六八・五〕については、三・三四・一をも参照。

(59) ラント法一・四一・二。

(60) ラント法一・三六・二(ii)。

(61) 同上(i)。

(62) ラント法一・六七・一。

(63) ラント法三・一三、一・七〇・三。

(64) ラント法一・六四・一、レーン法七六・一。vor geistekeme gerichte beklagen (教会のgerichteの前で訴える)という表現もこれと同じ用例に属する(ラント法三・七一・二〔三・八七・一〕)。なお、unverklaget vor gerichte (gerichteの前で訴えられないことなく)という表現もある(ラント法三・八六・二)。

(65) ラント法三・三九・三、二・四五(なお、この条項にはbeschuldig (= beschuldigt) unme ungerichte (犯罪のことで責を問う)という表現も出てくる)。因みに、本文で引用した事案に限れば、schuldigenの語が用いられる場合には、力点はむしろ「民事事件」に置かれているのではないか、という印象が生まれるかも知れない。しかし、それが当たらないこととはとりわけラント法一・六三・一によって明らかであろう。すなわち、この条項によれば、人は他の者(≡平和破壊者)をまず平和破壊のことでschuldigenし、ついでこの者を傷害と暴力のことでschuldigenしなくてはならない。しかし彼はそれにつづいてこの者を強奪(≡強盗)のことでklagenしなくてはならない。しかも彼は、この者に(法廷)決闘を挑むためには、これら三つの犯罪(≡平和破壊・傷害・強奪)を同時にklagenしなくてはならない、とされる。この場合、sculdigenとklagenの両語がまったく同義に用いられていることに疑問の余地はないであろう。

- (66) ラント法三・六〇・二。三・三一・三。〔三・九〇・二〕。一・二一・四。
- (67) ラント法三・三九・一、三・四一・四。ラント法三・四〇・三も、これに準ずる用例である。
- (68) ラント法二・一一・一。
- (69) ラント法一・七(二回)、一・一八・二。なお、ラント法二・一五・一(訴訟遂行の)保障の約定)もここに属する。
- (70) ラント法〔一・八・三〕。
- (71) ラント法三・四三・二。
- (72) ラント法一・八・一、〔一・九・二〕、レーン法五五・六。
- (73) ラント法〔一・一三・二〕。
- (74) ラント法三・一五・一。一・一九・一もこの用例に属する。
- (75) ラント法二・一九・一。
- (76) ラント法二・二二・三。
- (77) ラント法三・三二・二、三・三二・七。なお、体僕への身売り、ならびに、これらの条項については、石川「人についてのゲヴェーレ」をも参照されたい。ただし、中世においては「身分(の変更)」にかかわる事案がもちろん単なる「民事事件」でありえないことについては、やがて「体僕への身売り」について後述するところからも明らかであろう。
- (78) この意味での *ane gerichte* という表現については、ラント法〔一・八・三〕、〔一・五二・一〕を参照。
- (79) ラント法一・七、一・八・一、〔一・九・二〕、一・一八・二、二・二二・三、二・三三・〇、三・三三二・二。なお、より強い法的効果のみを与えるものとしては、ラント法二・一一・一、三・四〇・三、三・四三・二。
- (80) ラント法一・七、一・一八・二。ただしこのことは、約定(誓約)を守らなくてもよい、という趣旨に誤解されてはならない(上述のように、約定・誓約は固く守らなければならない、という大原則が厳存する)。そうではなくて、将来「法」(「裁判(所)」)の保護を受けなければならないほど重要な約定(誓約)であれば、あらかじめ *vor gerichte* (*gerichte* の前で)結んでおくべきであると言いたいのである。成立直後の、あるいは、生成途上にある「法」・「国家」には、*ane gerichte* (*gerichte* 以外の)ところで、それが与り知らぬうちに)結ばれた契約一般にまで保護の手を差しのべる力ないし余裕はなかった、と言わべきであろう。なお、この点については、石川「法の生成」(4)をも参照されたい。

- (81) ラント法二・六三・二。
 (82) ラント法一・六二・一一。
 (83) ラント法三・三七・二。(三・三八・五)をも参照。
 (84) ラント法一・四六。
 (85) ラント法二・一〇・二。
 (86) ラント法二・五・二。
 (87) ラント法三・三二・一〇。なお、二・一六・九もこの用例に属する。また、三・一五・一も手続法的規範に数えてよいであろう。
 (88) ラント法三・四五・二。
 (89) ラント法二・二〇・二。
 (90) この点については、ラント法三・四五・九―一一を参照。
 (91) ラント法一・一六・一。なお、二・六・一、三・一八・一をも参照。
 (92) ラント法一・三八・一と二、三・二八・二。なお、ラント法三・八一・一も、vor Gerichte (Gerichteの前)の法の喪失に関する条項である。もちろんアイゲンが剝奪されるのは、犯罪のためばかりではなく、不法な占有や裁判所への不出頭がもとで判決をもってアイゲンが占有者から剝奪されることもある。(特にラント法二・二四・一と二、さらに三・二〇・三、(三・八六・二)をも参照)。なお、この問題については、石川「アイゲン」、二九頁以下、「補論」、五〇八頁以下をも参照されたい。
- (93) ラント法一・六二・一〇。これによって同時に次のことも明らかになる。すなわち、裁判集会ないし法廷は必ずしも常に特定の場所で開かれるわけではない、ということがそれである。ただし、参審自由人に対する犯罪の訴え、および、アイゲンを請求する訴えだけは、裁判官は to echter dingstat (正規裁判集会の場所(として定められた所)において)しかも國王任命権の下でなければ開くことをえない。ラント法一・五九・一、一・六七・一、三・六一・一を参照。なお、本稿(c)で「裁判所」という表現を避け、「裁判集会」・「法廷」という表現を選んだのは、——「裁判所」の語が邦語でも多義的にすぎることにもよるが——ザクセンシュペーゲルの時代には、一般にはまだ裁判のための特定の場所が決っておらず、ま

たそのための建物もなかった(裁判は野外で行われた)ことをも念頭においた上でのことである。

(94) 前註(41)で前述したラント法一・七一・五を(c)に数えると、この数は ISHIKAWA, Das Gericht, S. 433 で述べたよりも一箇所多くなるはずであるが、それにもかかわらず同数となっているのは、「Das Gericht」では後註(113)で後述するラント法一・九・二をここにも重複して数えていたからである。

なお、念のために、前註(47)に挙げたものを除き、本稿で(c)に数えたものをまとめておくと、以下の通りである。
 ラント法一・二・二、(一・八・三)(ii)、一・四七・二、(一・五二・一)、一・六二・一〇、二・六三・二、二・七一・五、三・九・五、三・六一・四、三・八二・一(iii)、(三・八七・一)、レーン法七三・二。これらのうち(一・八・三)と三・八二・一はすでに前註(47)に掲げられており、その分「Das Gericht」における条項数を(前述したラント法一・九・二を差引いた上で)補正しておいた。

(95) ラント法一・四一、一・四二・一、一・四七・二(二回)、一・七〇・二、二・二四・一(二回)、二・三二・一、(三・九・二)(二回)、三・三七・二、三・七八・三、三・八二・二(二回)、(三・八五・一)、(三・八七・四)。

(96) ラント法三・七八・三。

(97) ラント法二・二四・一(ii)、一・四二・一。

(98) ラント法一・四七・二(i)・(ii)。なお、三・三七・二をも参照。

(99) ラント法一・四一(Ge richte || 裁判官が彼女等の後見人となる)、一・四四(Gat Gerichte || 裁判所が彼女等の後見人となる)。

(100) ラント法一・七〇・二。

(101) この二つの事案は、いずれもラント法三・八二・二に見られる。この条項については、石川「ゲヴェーレ」、一三四頁以下をも参照されたい。

(102) ラント法(三・九・一)。人(|| 裁判官)は債務者に、van gerichtes halven(裁判所の職権により)差押えによって支払いを強制することさえある(ラント法(三・八七・四))。なお、(三・八五・一)をも参照。

(103) ラント法二・三一・一。

(104) この点については、特にラント法一・四一と一・四四(前註(99))、および、一・四七・二(前註(98))に対応する本文を参照されたい。

- (105) ラント法二・二四・一。なお、*rechte klage* については、後にもう一度論ずる機会がある。
- (106) レーン法六九・一二。
- (107) ラント法一・五三・一、一・六一・四、二・五・二、二・八、二・一一・一、二・二二・五、二・二二・八、二・二四・一、二・二五・一、二・二五・二、二・二六・四、(二・二二・五)、二・四〇・三、二・四一・一、二・四一・二、二・四二・四、三・九・一(同上)、三・三三・一〇(前註(87)に対応する本文を参照)、三・四五・一〇、三・五三・二、三・七九・一、(三・八六・二)、(三・八六・二)、(三・八七・一)。
- (108) この点については、ラント法一・五三・四をも参照。ここでは、前出レーン法六九・一二とまったく同じことを言うのに、(*deme werthekeme unde geistekeme gerichte* とどう表現の代りに) *to geistekeme rechte unde to werthekeme* という表現が用いられている。そのことから、(c)の *recht(e)* が *gerichte* を指すということが分るだろう。(c)でもまた——教会裁判所との関連で——罰金の受領者について *richtere* の語が避けられていることが分かるだろう。
- (109) ラント法一・七、一・八・一、(一・八・三)、(一・一三・二)、二・二二・一、二・二二・二、三・一八・一、三・一八・二、三・二四・二、三・二八・二、(三・八八・一)、(三・八八・二)。このうち特に二・二二・一と三・一八・一には、それぞれ *Jegen den richtere getugen* (裁判官に対して証言する)、*mit getuge mit deme richtere vulkomen* (裁判官による証言をもって(自分の主張を)貫徹する)という表現が出てくる。
- (110) ここで、ラント法一・五五・一の *al werthik gerichte* という表現(前註(22)に立ち戻り、この条項の *gerichte* の語も(裁判権ではなく)「裁判官」の意味に解すべきであり、またそうすることによって、この条項は(前註(22)で指摘したように)もともと神に由来し皇帝を出発点として上から下へ向かう裁判権のヒエラルヒーといささかの矛盾もなく理解できる、ということを改めて指摘しておきたい。ほんらい選挙が出発点になるのは(裁判権ではなく)裁判官だけなのである。したがって、本稿ではこの条項もこの(d)に数えてある。なお、後註(118)をも参照されたい。
- (111) 念のため、前註(95)に掲げた以外の箇所をまとめておくと、以下の通りである。ラント法一・四四、一・五五・一、二・二二・三、(三・八八・一)、(三・八八・二)(ii)、(三・八八・五)(ii)、レーン法六九・一二。
- (112) ラント法三・八一・一。
- (113) ラント法三・二五・一の *an deme gerichte getuch* (裁判の結末ないし判決についての証人)は言うに及ばず、二・九・二

の *eres* (= *der Bürgen*) *rechtes oppe dat gerichte* (彼等 (= 保証人) の裁判所に対する (= 裁判所に対し訴訟の審理および判決を求める) 権利)、および、[三・一・一] の *dar over gerichte ging* (それ (= 強姦の犯罪) についてすでに裁判がなされ判決が下された) も、少なくとも実質的にはこの用例に数えてよいであろう。

(114) ラント法一・一三・一、二・一三・二、二・一三・三、二・一三・八。

(115) ラント法二・一三・八。

(116) 念のため、ここに数えた用例をまとめておくと、以下の通りである。ラント法一・九・二、二・一三・一、二・一三・二、二・一三・三、二・一三・八、[三・一・一]、三・二五・一、三・八二・一 (二回)。

(117) ラント法二・六三・二、三・六三・一、[三・八七・二]、レーン法六九・一二。このうち、ラント法三・六三・一は、教会の裁判所と世俗のそれとの協力(前註(13))、[三・八七・二]は両者の管轄権(そこには *de werltlike richtere* (世俗の裁判官) という表現が見られる)、レーン法六九・一二は一つの行為によつて同時に(世俗の裁判所の管轄にかかる)平和と(教会の裁判所の管轄にかかる)祝祭日の安寧を破るケース(前註(93))に対応する本文、二・六三・二は地方的追放・帝國アハトに処せられている者と破門に処せられている者の「裁判能力」(の相違)(前註(81))に対応する本文)にかかわる。このことからして(も)、ザクセンシュビーゲルが教会の裁判所に言及するのは、世俗のそれとの(対比をも含めて)かかわりが問題になる場合に限られる、ということを確認することができよう。

(118) すでに前註(117)で触れたラント法三・六三・一、レーン法六九・一二には、*geistlik gerichte* と並んで、*werltlik gerichte* という表現も出てくるが、そのほかに、ラント法一・二・二(前註(43))に対応する本文)と一・五五・一(前註(22))に対応する本文)にも「の表現が現れる(したがって、ISHIKAWA, *Das Gericht*, S. 456 *zu an 3 Stellen* としたのは誤りであり、*Ann.* 104も右のように補正したい)」。このうち一・二・二の *werltlik gerichte* は、直前にある一・一の *sent* (教会裁判所) との対比において用いられており、また、一・五五・一のそれも、潜在的には、教会の裁判所との対比を意識して書かれている。すなわち、私見によれば、後者は(実質的に)「裁判官」を意味する(前註(110))を参照が、これを前提にすれば、一・五五・一には「世俗の裁判官はすべて、教会の裁判所の場合とは異なり、(もともと)選挙にその始まりをもつ」という含意がある、ということである。このことから(も)、ザクセンシュビーゲルで単に *gerichte* と言われる場合、世俗の裁判所のことを言っていることが裏から確かめられるであろう。

- (119) ラント法一・六三・二、(三)・八七・一(前註(117)を参照)。念のために一言すれば、ラント法三・六三・一とレーン法六九・一二では、それぞれ *wertlik gerichte und geistlik deme wertlekeme und geistlekeme gerichte* となっており、これらのうち *wertlik gerichte* にかかわる部分()での検討から除外するわけにはいかなさう。
- (120) 以下の行論においては、煩雑さを避けるために、ここまでの本文・註の中ですでに触れたものについては、特段の必要がない限り、一々史料の典拠を挙げることを省略する。
- (121) レーン法一九・二、五五・六、七六・一。
- (122) ラント法一・四一。
- (123) 前註(99)に対応する本文を参照。
- (124) ザクセンシュビーゲルにおいては、*lantrecht* の語は全部で二〇〔三四〕箇所に出でくる(にすぎない)が、それらは(このラント法一・四一を除き)すべて明示的に、他の法、とりわけレーン法との対比において用いられている。このことからわれわれは、ザクセンシュビーゲルの著者(アイケ・フォン・レブゴウ)がこの条項においても、*to lantrecht* との対比を念頭に置いていたこと、つまり、法定後見人に対する訴えは、たとえレーンの帰属をめぐるものであっても、(レーン法廷ではなく)ラント法廷に持ち出すべきだ、と考えていたことを推定できるのであろう。
- (125) レーン法五五・六。
- (126) レーン法五五・八。この条項で著者(アイケ・フォン・レブゴウ)は、主君はその家臣に質入れした所領を(レーンとして)授封する(形で引渡す)ことができる、という誤った見解を反駁しようとする。彼の見解に従えば、質入れと授封はまったく別なものだからである。注目されるのは、この条項が、本文で引用した件にひきつづき、次のように述べていることである。「しかしながら、授封を(同じく法的に有効であるように)行いたいのであれば、それ(＝その授封)は *vor des herren mannen* (主君の家臣たちの前、つまりレーン法廷で)行うことを要する、人が(将来)その(家臣たちの)中から証人をもち出すように」と。つまり、著者(アイケ)の見解によれば、レーン法廷で行われることによって法的に有効になるのは授封であって、質入れはたとえ(主君の)レーン法廷で行われても法的に有効になることはないのである。
- (127) この点については、ラント法一・七、一・一八・二(前註(80)、および、それに対応する本文)をも参照されたい。
- (128) レーン法七六・一。

(129) この点については、レーン法六八・五(「しかしながら主君は、上級主君の前で(「上級主君のレーン法廷で) 家臣に対し応酬する義務はない、ただし彼(「主君) が彼(「家臣) に対し先に *rechtes geweigert hebbe* (裁判を拒絶していた) 場合はその限りでない」) を参照されたい。また、*rechtes to (ge) weigern* と「う表現に関しては、ラント法二・一三・八が、前註(115) に対応する本文中の引用にひきつづき、「なんぴともこの裁判官の裁判集会に参集する義務も、また、彼(裁判官) のために *rechtes to plegen* (その裁判(の遂行) に協力する) 義務もない、彼(「裁判官) 自身が *rechtes weigert hevet* (裁判を拒絶している) 間は」と述べていることから、それが「裁判を拒絶する」を意味しうることは確実である。そこで私は、レーン法七六・一に闕しても、この表現を(少なくとも一部に行われているように) 単に「法的義務(「債務) の履行を拒む」(要するに「債務を履行しない」と解するのではなく、「債務について家臣の訴えに応答・応訴するのを拒む」(要するに、「裁判を拒む」) の意に解したい。

(130) この点については、まず、ラント法一・五四・四「主人(「領主) は彼の所領の上で(「所領の上にある収獲物を)、人(「小作人) が彼の所領について彼に約束した彼の(「彼が取得すべき) 賃料のために、裁判官の許可なしに差押えることができ」(「ここから、差押え一般については(ラント法上の) 裁判官の許可を得て行うのが原則であったことを推定できよう)、および、ラント法一・五四・一「いかなる小作人も、彼が毎年支払うべき賃料(の額) を超えて、彼の主人のために差押えを忍ぶ要はない」を参照されたい。後者からは、小作人は主人の債務のために主人の債権者による収獲物の差押えを——毎年支払うべき賃料の額までは——忍ばねばならなかったことが分かる。したがって、レーン法七六・一の家臣が主君から差押える物も、主君の小作人の収獲物にちがいない。この点については、なお、レーン法六五・七「主君は彼の(取得すべき) 罰金を、家臣が彼(主君) から受領している所領の上で(あるいは、所領から)、要求すべきである。賃料負担者(「小作人) は主人(「領主) のために、彼が主人(「領主) に毎年支払うべき賃料と同額まで(の差押え) と彼がまだ(主人に支払わずに) 手許にもっている賃料(「収獲物(の差押え) を別にして、(それ以外の) いかなる差押えをも忍ぶ要はない」) をも参照されたい。序に一言しておく、この点にこそ、一方におけるこのレーン法七六・一やたとえばラント法一・四一のケース(後見人による所領のいわば「占有侵奪」、前註(122) に対応する本文を参照) と他方におけるラント法二・二五・一(*Holtke wate* 「所領強奪」)とのちがいがどこにあり、ラント法一・四一のケースがなぜラント法二・二五・一とちがった扱いになるのかという疑問を解く鍵が潜んでいる。結論的に言えば、前者においては、「所領を奪う」と言われている場合にも、小作人の

収獲物を(正当な権利にもとづき)差押えたりあるいは(違法に)横領したりしているのであって、後者のように、(現に人が居住している家・屋敷を含む)所領を武力で攻撃・奪取するわけではない。この点に関しては、後に *rechte Klage* について述べることを参照されたい。

(131) 因みに、この条項の直後につづくレーン法七六・二では、家臣がその主君を強奪あるいは何らかの犯罪のかどで *voisime lantrichere* (彼≡家臣のラントリヒターの前(≡法廷)で)訴えるケースが扱われる。この七六・二とのつながりから言っても、七六・一の *vor gerichte* が「ラント法廷」を意味する、というわれわれの理解は補強されるであろう。

(132) レーン法一九・二。

(133) *sculdegunge* のもとになった動詞の *sculden* は、前註(55)に対応する本文で述べたように、少なくとも「ラント法」においては、(be)klagen とほとんど同義に用いられている。しかし、「レーン法」においては、この条項の直前にあるレーン法一九・一(次註参照)においても、「主君が家臣の責を問う」という意味で用いられており、この条項の *sculdegunge* はそれを承けたものである。したがって、ここではそのことをはっきりさせるために(も)、「問責」という訳語を選んだ。

(134) 因みに、この条項の直前に位置するレーン法一九・一は次のように言う。「ある家臣が彼の代言人の言葉(≡発言)を承認せず、しかして主君がそのゆえに代言人の責を問う(*sculdegen*)ならば、彼(≡代言人)はそのゆえに(主君に)罰金を支払わなければならない、ただし彼(代言人)がそれについて彼の(否認)宣誓(*sin recht*)を行い、彼が(その者のために)代言人として与えられた者(≡家臣本人)」が彼に頼んだこと以外、彼が話していない旨、誓う場合はこの限りでない」。

(135) 私自身もかつては——具体的には、*ISHIKAWA, Die innere Struktur, S. 141* ≡「しかしながらそれ(≡*Gericht*の語)は、同時に、ラント法上・レーン法上の裁判所のことを言っている場合」つを例外として、もっぱらレーン法上の裁判所だけを指すために用いられていることは一度もない)。このとき唯一の例外として同時にラント法上・レーン法上の裁判所のことを言っている、と考えていたのは、このレーン法一九・二である。もちろん、直前のレーン法一九・一には、「代言人」のことが出てくるから、代言人に対する主君の問責は「(レイン)法廷で」行われており、それにもかかわらず代言人が彼の否認宣誓をもってその問責を免れていることは明らかである。しかし、この代言人に対する問責は、その直前にあるレーン法一八のケースに見られるように(そこでは、主君による家臣のレーン法廷への召喚のことが述べられその上で、「この(主君の)≡(主君による)問責(*sculdegunge*)

が(まだ)終っていない」間に家臣の権利に異動が生じた場合に主君のなすべきことが語られている、つまり、ここでは「問責」はレーン法廷への召喚、そこでの裁判という形をとっているのである)、果してレーン法廷における「裁判」、とりわけ「判決」という形で行われるのであろうか。もしそれが単に主君による(その場での)「強い」叱責「程度のものにすぎないならば、レーン法一九・一で、(家臣の中から選ばれる)代言人が否認宣誓をもって法廷での発言についての問責を免れても、そのことは必ずしも一九・二とは矛盾しないではないか(ただし、この場合、一九・二の「法廷で」は、実質的には、「ラント法廷およびレーン法廷における正式の裁判(少なくとも正式の手続)を経て、とりわけ判決の形で」という意味になるであろう)。——以上が私のかつての理解である。以下に述べる新しい見解と比較検討していただければ幸せである。

(136) レーン法四六・一。

(137) *binnen lenrechte* の用法については、石川「ラント法とレーン法」、一六一四頁を参照されたい。

(138) *to lenrechte* の用法については、同上、一六一一頁以下を参照されたい。

(139) このことは、②と③については、總説を要しまい(主君が適法に帝国勤務を命じ、あるいは、家臣をレーン法廷に召喚した(の)に、家臣がそれに応じなかった)ということが証明されてはじめて、主君が家臣に対する問責を開始し、あるいは、開始されていた問責が次のステップへと進む)。この点で(多少)問題になるのは①のケースであろう。①には、家臣のレーン法廷における言動だけでなく、家臣がレーン法廷でなした「約定」も含まれている(§11には、「行う」という意味のほか、「約束する」という意味もあるし、いずれにせよ、さらにその後には *over* || 「誓約する」の語がつづいている)から、①から読み取れるのは、レーン法廷に關しても、「法廷で」なした「約定」のみが「法的効果をもつ(=法的(=裁判(所)による)保護)を受けられる」という原則(前註(80)およびそれに対応する本文)があった、ということである(石川、同上、註(55)およびそれに対応する一六一四頁の本文を参照)。しかし、本稿で問題にしているのは、あくまでも「主君による家臣の問責」であって、右のケースについても、家臣に対し「約定」の事実が証明されるだけでなく、その上でさらにその履行を怠りあるいは拒むことがなければ、主君による「問責」は開始されない、と考えられる。この点および「問責」の概念については、レーン法六五・一「主君は彼の家臣をあらゆる *sunde* (罪過、非行)のゆえに(彼の)レーン法廷に召喚することができる、その罪過(非行)が罰金に値する場合には」を参照されたい。また、ここで問題にしているレーン法四六・一は、ひきつづき「これら三つの事柄を主君は家臣に対し、家臣がそれ(ら)につき(宣誓をもって)潔白になる(=否認する)ことができるのに優つて、

それを見、また聞いた彼の家臣二人（の証人）をもって立証することができる」と述べている。すなわち、この三つのケースの証明には、「目撃証人」が必要（ないし、「目撃証人」で十分）とされている（つまり、そこで直接に争われているのは（基本的には 事実問題を）のであり、この点も併せて、すぐに後述する「問責」そのもののプロセスと比較されたい。

(140) レーン法六五・三―六五・二二。

(141) この最後の点については、レーン法六五・一一、および、特に六五・二を参照されたい。

(142) レーン法一一・一、一四・一、三三・一、六八・二。

(143) レーン法六八・四。

(144) 前註(124) およびラント法二・四一・一を参照。後者には、Aが自分の所領を奪う（ないし、奪っている）旨Bが訴え、

しかもA・B双方ともこの所領が自分の（＝自分が主君CあるいはDから受封した）レーンであると主張するケースが出てくる。この場合、問題の所領はいずれにせよ（AかBの）レーンであるにもかかわらず、事案はラント法廷の管轄に属する。C・A、D・Bという二つの主従関係を共に包摂しうる（上位の）レーン法廷は（一般には）存在しないからである。この点については、石川「法の生成」(7)を参照されたい。

(145) ラント法二・七〇。この条項については、石川「ゲヴェーレ」、一三五頁以下をも参照されたい。

(146) ラント法二・二四・一、前註(105) に対応する本文を参照。そこでも引用しておいたように、この条項はさらに、（彼がそこに居合せない場合について）彼は裁判所の職権により法定の（三度の）裁判期日に召喚され、彼がこの裁判期日に出頭しない場合には、彼からゲヴェーレ（＝占有権）が判決をもって剝奪されることを述べている。この（被告の不在および不出頭に関する）部分も、原告のrechte Klageを前提とした記述である、と解すべきであろう。そうでなければ、誰かがある所領をいかに長く「実力をもって」(mit gewalt) 占有していても、他の者がrechte Klageをもってその所領を追求し、（その結果ではなく）このrechte Klageそのもの（つまり、それが現に進行中であること）を（証人により）立証しうる場合、rechte Gewere（法定ゲヴェーレ）が成立することはない、という規定（ラント法二・四四・一、レーン法一四・一）がなぜ成立しうるか、理解できないであろう。

(147) 「ラント法」においても、rechte Klageはもっぱら不動産の占有権をめぐる訴訟との関連で、それも所領の不法な、あるいは、（裁判所の占有指定にもとづく）暫定的な占有に対する対抗手段として現れる（上述の二・二四・一、二・七〇のほか、

一・七〇・一を参照)。また、レーン法三八・四には、「人はなんびとをも彼のゲヴエーレ(主君から授封され、現に占有している所領)から逐い出してはならない、それ(即ちゲヴエーレ、その所領の占有権)が彼から mit rechte (判決をもって)奪われない限り」という、ラント法二・七〇と同趣旨の規定がある。しかし、「レーン法」には、ラント法二・二四・一や一・七〇・一のような rechte Klage の手続を記述した条項は見当たらないし、特に被告が出頭しない場合の手続については、「第二点」で前述した諸条項が見られるだけである。また、レーン法廷は(家臣の勤務紀律違反を別にすれば)そこに参集する同一の主君の家臣仲間の(主として)レーンに関する係争を裁くだけであって、他の主君の家臣との間に起きた係争を裁くことができない。これらのことから、レーン法三八・四は、その極めて一般的な言い回しにもかかわらず、また、その文言がラント法二・七〇と酷似しているにもかかわらず、主君のレーン法廷における主君と家臣および家臣仲間同士のあいだの所領の帰属をめぐるいわば「民事的」な係争、それも主として被告である家臣がその場に居合わせ応訴した場合を念頭においたものであって、それをもってレーン法廷でも不法な占有侵奪に対する對抗手段としての rechte Klage が行われた証拠と解するわけにはいかない。

(148) すでに前註(142)に挙げたレーン法二・一・一、一四・一のほか、二二・四を参照。さらにレーン法三九・二においては、de gewaltが次のように定義されている(これは直接には gedwang = Zwang の定義であるが、直前の文章では gewalt の語が同じ意味で用いられている)。「単なる」意思や言葉にはいかなる gedwang (強制、この場合 gewalt = 暴力と同義)も存在しない、その後に行為(de dat = ta)が続くのではない限り」と。因みに、この条項は、「主君が彼の家臣を、不誠実にも(ないし、誠実義務に反して)、彼(即ち家臣)が自分に彼の所領(即ちレーン)を引渡す(即ち返還する)ように強制する」ケースを扱っており、この場合「それによって家臣は損害なしにすむべきである、彼が主君をその暴力(de gewalt)のかどで訴え、しかも判決をもって(mit rechte)主君を服罪せしめる(verwint)ならば」とした上で、右の「強制」(即ち暴力)の定義を述べている。

(149) ラント法一・五九・一、一・七〇・一。
 (150) したがって、ザクセンシュペーゲルの「レーン法」において、「ラント法」の「窃盗や強盗」に代り、「強奪」が vor dem Landes richtere n i vor sime lantrichtere (つまり、ラント法廷において)裁かれるべき犯罪の代表的事例として挙げられている(レーン法三三・一、七六・二)のは、決して単なる偶然ではない(因みに、レーンである所領については、言うまでもなく、「窃盗」は問題になりえず、「強奪」のみが問題になりうる)。

(151) この点については、前註(92) およびそれに対応する本文を参照。

(152) ラント法一・二・二、一・七、一・八・一、(一・八・三)、(一・一三・二)、一・二八(三回)、一・三四・一(二回)、一・三四・三(三回)、一・四一、一・四三、一・四七・二、一・五三・一(三回)、一・五四・四、一・五五・一(二回)、一・五五・二、一・五七、(一・五八・二)、一・五九・一(二回)、一・五九・二、一・六〇・二、(一・六一・二)(二回)、一・六一・四、一・六二・二、一・六二・七、一・六二・一〇、一・六二・一一、一・六三・一、一・六三・三、一・六三・四(六回)、一・六三・五(二回)、(一・六八・二)、一・七〇・三(三回)、二・四・一(二回)、(一・四・二)、二・五・二、二・八、二・九・二、二・一〇・五、二・一一・一、二・一二・四(三回)、二・一二・五(二回)、二・一二・八、(二・一二・一四)、二・一三・八(二回)、二・一四・一、二・一五・一、二・一五・二、二・一六・四、二・二二・一(四回)、二・二二・二(二回)、(二・二二・五)、二・二五・一(二回)、二・二五・二、二・二六・四、二・二八・二、二・三一・二(二回)、二・三三・一、二・三三・三、二・四〇・三、二・四一・一、二・四一・二、二・四一・四(二回)、二・六〇・二、二・六四・四、二・七二・一(二回)、三・九・一、(同上)、三・一三、三・一五・三(三回)、三・一六・一、三・一七・二、三・一八・一(二回)、三・一八・二、三・二〇・二、三・二一・一、三・二四・一(三回)、三・二五・一、三・二六・一、三・二六・二、三・二八・二、三・三〇・二(二回)、三・三三・一〇、三・三四・一(三回)、三・三九・一、三・三九・三、三・四〇・一、三・四五・五、三・四五・一〇、三・五一・一、三・五一・三(三回)、三・五三・一(三回)、三・五五・一、三・五六・一(二回)、三・五六・二、三・六一・四、三・六六・二、三・六六・四(二回)、三・六八・一、三・六九・一、三・七一・一、三・七八・二、三・七八・三、三・七九・一、三・八一・一(二回)、(三・八六・一)(四回)、(三・八六・二)(二回)、(三・八七・一)(二回)、(三・八七・二)、(三・八七・三)、(三・八八・一)、(三・八八・二)、(三・九〇・一)、(三・九一・一)。なお、ISHIKAWA, Das Gericht, S. 461 及 an 138 [164] Stellenとしたのは、「ドイツ語第二版」(前註(2)を参照)の箇所を「」に含めてしまったことによる誤りである。

(153) レーン法三三・一、五五・八、六九・八。

(154) レーン法三三・一、五五・八。さらに、「レーン法」には(これとまったく同義の) Landrichtere の語が一度だけ現れる(七六・二)。

(155) この条項に関しては、石川「アイゲン」、一頁以下、「補論」、四九二頁以下、「法の生成」(8)などですでに論じてお

たが、なお、次註(156)をも参照されたい。

(156) 前註(14)に対応する本文で引用したように、ラント法三・五二・二では次のように述べられている。「国王を人は *over egen unde ten unde over iewelken mannes lif* (アイゲンとレーンに関する、および、あらゆる人の生命に関する) *to richtere* (裁判官に) 選ぶ」と。しかしながら、前置詞 *over* の位置およびこの語につづく文章から、ここでは、一方におけるアイゲンおよびレーンに関する裁判権と他方におけるあらゆる人の生命に関する裁判権(≡流血裁判権)との対比が問題なのであって、レーン法六九・八におけるようなラント法とレーン法(上の裁判権)の対比が問題なのではない、ということとは明らかであろう。したがって、この条項の *richtere* の語がラント法上の裁判官と同時にレーン法上の裁判官をも指すことを示す積極的な証拠はない、と解するのが妥当であろう。なお、ラント法廷において(つまり、ラント法上の裁判官によって)レーンの帰属に関する事案も裁かれることがある、という点については、とりあえず前註(124)・(130)に対応する本文、および、前註(144)を参照されたい。序に一言すると、そもそも「選ばれる」のはもともとラント法上の裁判官だけであって(前註(22)・(118)およびそれに対応する本文を参照)、レーン法上の裁判官(≡主君)が(家臣団により)選挙されることはありえない。この点を強調すれば、レーン法六九・八もラント法上の(最高の)裁判官に選ばれた国王が(同時に)レーン法上の裁判官の頂点にも坐するという意味になり、それ自体、ラント法のレーン法に対する優位を示す例証の一つになる、と解されるであらう。

(157) 一・二二・二、一・五五・二、一・五七、(同上)、(一・五八・二)、一・五九・一(二回)、一・六一・一〇、一・六三・四、一・六三・五、(二・六九)、二・一〇・一、二・一〇・五、二・一一・三、二・一一・三、二・一一・三(二回)、二・一三・六、二・一三・八、二・一四・一、(二・一八・二)(二回)、二・二五・一、二・二五・二(二回)(ほかに、*vull richten* の語も一度用いられている)、二・二八・三、二・二七・一、二・二七・二、二・二七・五、二・二七・二、二・二七・一、(同上)、三・三三(二回)、三・七二、三・七三、三・七四、三・八(三・九・二)、三・二四・二、三・三三・一、三・三三・二、三・三三・三、三・四五・一、三・五二・二、三・五五・二、三・六〇・二、三・七八・一、(三・八七・二)、(三・八七・三)。なお、ISHIKAWA, *Das Gericht*, S. 462 に an 39 [49] Stellen in 35 [41] Artikeln とあるのは(カードの誤記にもとづく)計算違いである。

(158) レーン法六一・二二(二回)、七一・五。

- (159) ISHIKAWA, Das Gericht, S. 462 及び an 43 [53] Stellen in 38 [44] Artikeln とあるのは誤り(前註(157)を参照)。
- (160) この言い回しは次の二二(二四)箇所に見られる。ラント法一・二二・二一・五五・二一・五七(i)、『二・五八・二一・五九・一(i)』、『二・二二・三三・二一・三三・八』、『二・二八・三三・二七・一』、『三・二四・二一・三・五二・二』、『三・六〇・二』、『三・八七・一』。ただし、『このうち三・二四・二は「地方的追放を執行する」という意味に解され、また、二・二八・三は、「絞首刑用の繩・索をもって」罰する、ないし、処刑する」という意味なのでこれを除外すると一〇(二二)箇所になる。しかし、『このほかに、二箇所に見られる(目的語が二格になっている) des (selven) richten (ラント法一・五九・一(ii))』、『二・一三・二(ii)』、『七(八)箇所に見られる目的語を取らない richten の語(ラント法一・六二・一〇』、『二・一〇・五(後註(161)参照)』、『二・二五・二(ii)』、『三・八七・三』、『レーン法六一・二(ii)』、『七一・五)』、さらに二箇所に見られる um et richten とする言い方(ラント法二・一三・二(ii))』、『二・三四・一)』は、この et richten と実質的に同じ意味で用いられている。なお、ISHIKAWA, Das Gericht, S. 462, Anm. 131 は以上の趣旨に補正しておきた。
- (161) この言い回しは次の一八(二四)箇所に見られる。ラント法一・六三・四』、『一・六九』、『二・一〇・一』、『二・一〇・五』、『二・一三・六』、『二・一四・一』、『二・一八・一』、『二(二回)』、『二・二五・一』、『二・七二・二』、『二・七二・三』、『一・一』、『同上』、『三・三三(二回)』、『三・七二』、『三・七三』、『三・七四』、『三・八』、『三・九・二』、『三・三六・二』、『三・四五・一』、『三・五五・二』。ただし、『このうち、『二・一〇・五』については、over de man 以下は後代の補遺にかかり、原著者もともと richten の語を目的語なしに用いているのです(前註(160)に数えてあり、三・五五・二はすぐ後に述べるように「処刑する」という意味になる。これら一(二)箇所を除外すると、ここに属する用例は一七(二二)箇所ということになる。このうち、ISHIKAWA, Das Gericht, S. 462, Anm. 122 は、以上のように補正しておきたい(なお、ラント法三・七八・一は、over hals unde over hant unde over erve (ewelkes sinnes mannes unde mages) とあり、もともと over in. richten という言い方には属していない)。また、右の用例中には、「城塞」および「村の建物」が、「平和破壊者」と見なされて刑罰を受ける事例が含まれている(ラント法一・七二・二』、『三・一・一)』。両者(特に「城塞」)の特別な法的・国制史的地位を示すものとして注目に値するであらう。
- (162) ラント法三・五五・二。

(163) 裁かれる事案に言及されていない場合(前註(160)の目的語を欠く場合を参照)は、少なくとも部分的に犯罪(ないし)刑事事件)が含まれているものと考え、裁かれる事案が明示的に「民事事件」に限定されているのは、ラント法一・一〇・五と三・三三三・五だけである。このうち二・一〇・五は、後代の補遺の部分(前註(16)を参照)を除くと、Swat Een anderes Klaget binnen bundenen dagen sunder ungerichte, dat mit de richtere richten (人が禁制日(=平和日)に犯罪以外のことで訴えること、そのことを裁判官は(禁制日=平和日でも)裁くことができる)となっており、著者が ungerichte の語に引かれて(すなわち、犯罪は裁けないがそれ以外のことなら裁ける、と考えたために)そのような(例外的な)言い回しになった可能性が大きい。また、もう一つの三・三三三・五は、De koning scal ok richten um egen nicht na des mannes rechte wan na des landes, (国王はアイゲンについては、人の法ではなく、ラントの法に従って裁くべきである)という条項であるが、ザクセンシュビーゲルにおいては、アイゲンを訴求する事案は、一言にして言えば、(犯罪を裁くための)「刑事事件」に準じて扱われており、単なる「民事事件」とは言えない(この点については、石川「アイゲン」、二九頁以下のほか、「法の生成」(8)・(9)をも参照されたい)。

(164) ラント法一・二・二(二回)、一・二・四、(一・五〇・二)、(一・五七)、(一・五八・一)、一・五九・一(二回)、一・六一・一、一・六三・一、一・六五・三、一・六七・一(二回)、一・七〇・三(二回)、二・二・二、二・五・一、二・八・二、一〇・五、二・二・二、一・五・二、一・三・一、二・一・三・八、(二・一六・二)、二・一七・一、二・一七・二、二・四五・二、六四・三、二・六七、二・七二・二、三・一・一、三・七・二、三・七・三、(三・九・一)、三・九・五、三・一〇・一、三・二二・二、三・三・三、三・一四・二、三・二五・二、(三・五〇)、三・五二・二、三・六四・二、三・六六・四、三・七〇・二、三・七八・三、三・七八・四、(三・八八・四)、(三・九一・一)。

(165) レーン法三・一、七二・七、七六・二。

(166) レーン法三・一、七六・二(前註(164)を参照)。

(167) レーン法七二・七。

(168) ラント法三・六六・二、三・六六・四。

(169) この点については、前註(16)の末尾で触れたラント法一・七二・二を三・一・一と比較されたい。

(170) ラント法一・二・四(前註(44)に対応する本文を参照)。なお、ラント法一・六五・二、三・五〇、三・五一・三(前註(15)

に対応する本文を参照、三・七八・一(前註(161)を参照)をも参照されたい。

(171) 具体的には、村内で日中に起きた三シリングより少額の窃盗(ラント法二・二三・一)。

(172) ラント法一・三八・一、二・一三三・一。

(173) 「法の喪失」が「裁判能力の喪失(ないし、裁判無能力)」(Gerichtsuntfähigkeit)を意味することについては、さしあたり

石川「rechtlose」を参照されたい。序に一言しておく、*ungerichte*の語は常に裁判所ないし裁判手続との密接なつながりにおいて現れる。この点 *missedan* (いわば、不法行為をなす)(ラント法一・五七、二・六一・四、三・三七・三、三・三七・四、(三・九〇・一)) および *missedat* (いわば、不法行為)(ラント法二・六五・二、二・六六・二)の語は顕著な対照をなしており、アイケ以後の補遺にかかる一箇所(ラント法(一・三八・二))を除いて、裁判所ないし裁判手続との関連が見られない。

(174) この点については、HIS, R., *Das Strafrecht des deutschen Mittelalters*, Bd. 1, 1920, S. 45, Anm. 7.を参照されたい。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XLIX No. 1 (1998)

SUMMARY OF CONTENTS

Das Gericht im Sachsenspiegel

Takeshi ISHIKAWA *

Dieser Aufsatz stellt eigentlich eine japanische Fassung meines deutschen Beitrags mit demselben Titel dar, der bereits in : Wirkungen europäischer Rechtskultur. Festschrift für Karl Kroeschell zum 70. Geburtstag, hrsg. v. G. KÖBLER/H. NEHLEN, 1977, gedruckt worden ist. So dürfte ich diese deutsche Zusammenfassung ganz kurz verfassen, um interessierende Leser darum zu bitten, unmittelbar an das deutsche Original heranzugehen.

Im Sachsenspiegel erscheint das Wort *gerichte* an 2 Stellen des Prologus, an 164 Stellen des Landrechts und an 23 Stellen des Lehnrechts, insgesamt also an 189 Stellen. Bereits aus dieser Verteilung des Quellenbefundes stellen sich von selbst folgende Fragen: Warum erscheint denn das Wort *gerichte* in einer so imponierenden Mehrheit im Landrecht? oder : Steht doch nicht in unserem Rechtsbuch das Gericht mit dem Landrecht in irgendeinem engen Zusammenhang? Jede Lehre vom Gericht im Sachsenspiegel muß vor allen Dingen imstande sein, darauf eine überzeugende Antwort zu geben.

In diesem Aufsatz wird zunächst die Terminologie im Sachsenspiegel auf das Wort *gerichte* hin erschöpfend überprüft, dann auf die damit eng zusammenhängenden Wörter *richtere* an 167 Stellen, *richten* an 53 Stellen und *ungerichte* an 51 Stellen, soweit es diese Fragen anbelangt. Durch diese Überprüfung der

*Professor (emeritus) an der Hokkaido Universität.

Terminologie im Sachsenspiegel ist zunächst folgendes festzustellen.

Im Sachsenspiegel ist das Wort *gerichte* in folgenden Bedeutungen gebraucht, nämlich a) in der Bedeutung der Gerichtsbarkeit, b) des Gerichtsbezirks, c) der Gerichtsversammlung oder des Gerichtshofs, d) des Richters als Träger oder Vertreter der (gerichtlichen) "Amtsgewalt" und e) des Urteils oder der Strafe. Zu bemerken ist dabei, daß das Gericht vorherrschend im Zusammenhang mit einem Verbrechen oder mit der Gerichtsbarkeit darüber erscheint. Noch wichtiger wäre es jedoch zu fragen, welches ein Gericht jeweils mit dem Wort *gerichte* gemeint ist. Wenn wir zunächst 2 Stellen im Prologus, die sich auf Gottes Gericht beziehen, beiseite lassen, ist an 4 Stellen, wo das geistliche Gericht gemeint ist, ausdrücklich vom *geistlekeme gerichte* gesprochen. An allen anderen Stellen bezeichnet das Wort *gerichte* ausschließlich das Gericht zu Landrecht, kein einziges Mal dagegen das Gericht zu Lehnrecht. Auch das Wort *richtere* bezieht sich ausschließlich auf das Landrecht, bis auf die alleinstehende Ausnahme, wo zugleich der Richter zu Land- und Lehnrecht gemeint ist (Lnr. 69 §8). Dasselbe gilt auch für die Wörter *richten* und *ungerichte*. Zudem ist folgendes hinzuzufügen: Besonders in der Formulierung *over jn. richten* bedeutet das Wort *richten* "jemanden (einen Verbrecher, besonders einen Friedensbrecher) zu einer Strafe verurteilen" oder sogar "jemanden (freilich einen Verbrecher) hinrichten". Auch die zusammengesetzte Bildungsweise des Wortes *ungerichte* deutet an, daß das Verbrechen in unserem Rechtsbuch eine Negation des Gerichts oder einen Gegensatz zum Gericht darstellt.

Aus dieser Überprüfung des einschlägigen Quellenbefundes können wir wie folgt Schluß folgern.

In dem Prologus unseres Rechtsbuchs ist davon gesprochen: "Deshalb sollen sich alle, denen von Gott *gerichte* (1) anvertraut worden ist, so zu *richten*, daß Gottes Zorn und sin *gerichte* (2) gnädig über sie (oder durch sie hindurch) ergehen mögen". Hier sollen wir uns fragen, wie Gottes Gericht (2) über die Menschen geschiet und in welchem Zusammenhang es mit den gerade davorstehenden Worten "Gottes Zorn" steht.

Gott beobachtet ganz genau das ganze Verhalten der Menschen und daraufhin

urteilt er über sie. Findet er einen seinem Willen widerstehenden Menschen, so zürnt er über diesen und will ihn nun bestrafen. Das muß Gottes Zorn und sein Gericht (2) sein. Deshalb hat Gott, eben um die ihm widerstehenden Menschen zu bestrafen, *gerichte* (1), nämlich die Gerichtsbarkeit dem Papst und dem Kaiser anvertraut. Das wäre immerhin die einzig mögliche Auslegung der einschlägigen Stelle des Prologus, die mit der Terminologie im ganzen Text unseres Rechtsbuchs völlig in Einklang steht.

Wenn dem so ist, wäre es nicht mehr so schwierig, die gesuchte Antwort zu finden. Für unseren Spiegler stellt nur ein Gericht, das die Aufgabe, Gottes Zorn und sein Gericht in dieser Welt ergehen zu lassen, auf sich nimmt, das Gericht im echten Sinne dar. Auch das geistliche Gericht nimmt sie mit der geistlichen Strafe wahr. Ebenfalls erfüllt das Gericht zu Landrecht mit dem weltlichen Mittel diese Aufgabe. Mit der Waffe der peinlichen Strafe jedes Verbrechen zu bekämpfen und damit den Frieden zu bewahren, ist ja seine Hauptaufgabe. Dagegen ist das Gericht des Herrn nur zur Verhandlung über seine Mannen und über deren Lehn berechtigt. Hinsichtlich seiner verfügbaren Mittel ist es höchstens auf die Einziehung des Lehns beschränkt, die der Mann auch mit seinem Unschuldeid widerlegen kann. Solch ein Gericht ist für unseren Spiegler nicht den Namen eines Gerichts wert. Daher ist im Sachsenspiegel das Wort *gerichte* mit den ihm nahestehenden Wörtern *richtere*, *richten* und *ungerichte* zusammen ausschließlich in Bezug auf das Landrecht gebraucht, in Bezug auf das Lehnrecht dagegen so konsequent vermieden.